

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震
非常災害対策本部会議（第 16 回）

議 事 次 第

日時：平成 28 年 4 月 25 日（月） 16：05～
場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会
2. 安倍内閣総理大臣 発言
3. 被害状況及び各省庁の対応状況について

熊本地震についての対応状況

平成28年4月25日(月)16時05分
消防庁災害対策本部
※下線部は前回からの変更点

1 消防の活動状況 消防全体で2,827名

(1) 緊急消防援助隊(25日 11:30現在) ※活動地域は全て熊本県
124隊 446名(ヘリは4機)

※救助者数 86名(うちヘリによるもの 35名)
救急搬送者数 331名(うちヘリによるもの 19名)

(2) 地元消防機関(25日 10:00現在)
【熊本県】 消防隊 356名、消防団員 2,025名

※救助者数 175名

2 緊急消防援助隊の活動

- ① 南阿蘇村の河陽高野台地区(25日)
福岡県及び鹿児島県の各大隊が、夜間から継続し搜索救助活動を実施
- ② 南阿蘇村の阿蘇大橋(25日)
宮崎県大隊が、国交省が実施する道路啓開の安全管理の支援活動等を実施
- ③ 避難所からの救急搬送(23、24日)
南阿蘇村の避難所からノロウイルス患者(疑いを含む)計19名の救急搬送を実施

3 消防庁の対応

- (1) 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での関係機関及び地方公共団体と連携した活動を実施
- (2) 熊本県から要望のあった毛布7.6万枚及び簡易トイレ2,750個について、調達搬入を実施

【毛布】

静岡県、大阪府、広島県、関西広域連合に協力を求め、7万枚は17日に、0.6万枚は18日に佐賀県鳥栖市の仕分け所に搬入済み

【簡易トイレ】

千葉県、東京都に協力を求め、20日までに福岡県久山町の仕分け所に搬入済み

※ その他、指定都市市長会の協力により、毛布1.1万枚を17日に、毛布0.4万枚を18日に熊本県民総合運動公園(熊本市)に搬入済み

4 避難指示・避難勧告発令状況 (25日 10:30現在発令中のもの)

- ・避難指示：4市4町 (408世帯 700名以上)
- ・避難勧告：4市6町1村 (41,929世帯 109,221名以上)

都道府県名	市区町村名	避難指示			避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	
熊本県	熊本市	22	55	4月21日 12時55分				
		6	15	4月24日 11時25分				
					36	90	4月20日 12時43分	
					13	確認中	4月21日 3時50分	
					11	30	4月21日 13時15分	
				18	45	4月23日 14時30分		
	八代市	3	12	4月19日 10時30分				
	菊池市				700	2,000	4月18日 13時30分	
	宇土市	77	114	4月18日 10時00分				
		9	19	4月21日 18時50分				
	宇城市	6	17	4月19日 17時30分				
		25	63	4月19日 19時15分				
		2	5	4月19日 21時30分				
		8	15	4月20日 18時00分				
		22	53	4月21日 13時40分				
	阿蘇市				219	569	4月19日 7時30分	
					215	614	4月19日 14時30分	
					16	52	4月21日 15時30分	
				1,690	4,217	4月22日 9時30分		
	合志市				2	3	4月23日 15時23分	
	美里町				69	207	4月22日 8時00分	
	大津町				13,531	34,090	4月16日 3時44分	
	菊陽町				76	209	4月22日 7時00分	
	高森町	6	19	4月24日 15時40分				
	南阿蘇村				2,000	4,694	4月22日 12時08分	
	御船町				7,025	17,373	4月16日 22時00分	
			108	308	4月24日 17時15分			
	益城町		30	確認中	4月21日 13時45分			
			70	確認中	4月21日 13時45分			
						9	確認中	4月21日 10時51分
						12,000	34,000	4月21日 13時45分
			6	確認中	4月23日 17時00分			
		8	確認中	4月23日 17時00分				
甲佐町	2	5	4月18日 18時10分					
				4,299	11,028	4月16日 16時50分		
合計(発令中)		408	700		41,929	109,221		

5 避難所の状況

【福岡県】	<u>避難所閉鎖</u>		(25日	<u>9:00</u> 現在)
【長崎県】	<u>1</u> 箇所	<u>1</u> 名	(25日	<u>10:00</u> 現在)
【熊本県】	<u>581</u> 箇所	<u>53,457</u> 名	(25日	<u>9:00</u> 現在)
【大分県】	<u>21</u> 箇所	<u>156</u> 名	(25日	<u>7:00</u> 現在)
【宮崎県】	<u>1</u> 箇所	<u>0</u> 名	(25日	<u>10:00</u> 現在)

平成 28 年熊本地震への海上保安庁の対応

1. 対応勢力 (4 月 24 日)

- 船 艇 : 11 隻 (のべ 249 隻)
住民支援対応 6 隻 / 即応待機 5 隻
- 航空機 : 2 機 (のべ 54 機)
即応待機 (ヘリ 2 機)
- 機動救難士等 : 4 名 (のべ 68 名)
即応待機

2. 対応状況 (4 月 24 日)

- 港での住民支援 (熊本港、三角港、八代港)
巡視船 6 隻により、給水、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援を実施
給水量 約 17 トン (累計 約 195 トン)
入浴者数 673 名 (累計 4,435 名)
- 避難所等への生活物資支援 (熊本市)
巡視船から、生活物資 (食料) の搬送を実施
搬送量 食料 約 700 食分、飲料水 0 リットル
(累計 食料 約 2.2 万食分、飲料水 約 1.3 万リットル)
- 緊急医療支援
搬送人数 0 名 (累計 19 名)

★ 港での住民支援

- 期間：4/16～4/24
- 内容：給水量 約195トン
入浴者 4,435名 ほか



6隻が対応中

対応勢力 (のべ)

- 巡視船艇：249隻
- 航空機：54機
- 機動救難士等：68名



<p>災害派遣要請</p>	<p>○ 14日(2240) 熊本県知事から災害派遣要請</p> <p>○ 16日(0236) 大分県知事から災害派遣要請</p>	<p>防衛省等</p>	<p>○ 省災害対策本部会議 #1(14日2245)～#17(24日1020)</p> <p>○ 統合任務部隊の編成(16日0455)</p> <p>○ 即応予備自の招集(17日1718) 25日1655 #18省災害対策本部会議</p>	<p>活動の態勢</p>	<p>○ 人員:約2.6万人</p> <p>○ 航空機:113機 (内、ヘリ97機)</p> <p>○ 艦艇:12隻</p>
<p>現地ニーズ</p>	<p>○ 引き続き、人命救助・行方不明者捜索(南阿蘇村)、給水及び給食支援等の必要性</p> <p>○ インフラ遮断、多数の避難者及び帰宅困難者の存在に基づく、生活支援ニーズ(物資補給、入浴支援等) → 特に益城町、南阿蘇村、西原村、阿蘇市等</p> <p>○ 熊本県からの支援のニーズ</p> <p>— 阿蘇地区の瓦礫除去及び生活道路を塞いだ倒壊家屋、土砂等の撤去 → 民間業者による対応が可能となり、現在、自衛隊へのニーズは限定的</p> <p>— 避難所における感染症対策として阿蘇医療センター(阿蘇市)の環境衛生評価支援</p> <div data-bbox="1704 667 2101 746" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 修正・追加事項は赤字表記 強調事項は青字表記</p> </div>				
<p>運用構想</p>	<p>○ 一昨日(23日)1700から、約2.6万人態勢を維持</p> <p>○ 一昨日(23日)から、民間船舶「はくおう」を被災者の休養施設として利用開始(23～24日の宿泊者数:174名)</p> <p>○ 被害が甚大な地区(南阿蘇村、益城町等)を重視し、組織的に災害派遣活動(行方不明者捜索、生活支援等)を実施</p> <p>○ 避難所への支援物資の輸送推進 プッシュ型からプル型への移行</p> <p>○ 行方不明者捜索は、県要請により南阿蘇村に限定されていること、また政府の物資支援はプッシュ型からプル型に移行されたことから、航空偵察及び航空輸送のニーズに適合するよう、今後航空機の態勢を移行</p> <p>○ 即応予備自招集命令17日発令、最大300名を逐次戦力投入(本日(25日)までに約170名が出頭予定)</p> <p>○ 降雨、余震による二次災害(土砂崩れ等)に警戒が必要(特に、南阿蘇村)</p>				
<p>日米調整</p>	<p>○ 米軍機による支援終了(自衛隊員(約20名)及び自衛隊車両(約10両)の輸送、食料・水等の生活支援物資(計37トン)の輸送)。</p>				


※ 修正・追加事項は赤字表記
強調事項は青字表記

人命救助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人命救助・行方不明者捜索【累計:10名】 ○ 病院等の患者の輸送【累計:511名】 ○ 被災者の安全確保のための人員輸送【累計:727名】 ○ DMAT輸送:【累計94名】
実績 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資輸送(計115→84所)【累計:毛布 36,934枚、日用品 38,233箱、食料品 857,991食、飲料水 712,789本】 24日分、毛布 3,900枚、日用品 2,825箱、食料品 149,421食、飲料水 74,840本 (熊本市、阿蘇市、宇城市、宇土市、合志市、益城町、大津町、小国町、菊陽町、美里町、南小国町、御船町、山都町、南阿蘇村、産山村、西原村) ○ 給食支援(計46→49か所)【累計:615,911食】 24日分、43,761食(熊本市、阿蘇市、宇城市、宇土市、由布市、益城町、大津町、嘉島町、菊陽町、南阿蘇村、西原村) ○ 給水支援(計135か所)【累計:7,196.3t】 24日分、587.4t(熊本市、阿蘇市、宇城市、宇土市、玉名市、由布市、益城町、大津町、菊陽町、九重町、山都町、御船町、南阿蘇村) ○ 入浴支援(計16→25か所)【累計:32,367名】 24日分、6,123名(熊本市、阿蘇市、宇城市、益城町、大津町、嘉島町、菊陽町、甲佐町、御船町、南阿蘇村、西原村) ○ 天幕支援(計5か所)【累計:32張】 ○ 医療支援(計9→8か所)【累計:1,579名】:24日分、117名(熊本市、阿蘇市、宇城市、合志市、益城町、嘉島町) ○ 瓦礫除去(計13→8か所)【累計:約11.3km】:24日分、約2.2km(熊本市、阿蘇市、南小国町、南阿蘇村)
	<p>○ 政府による生活支援物資の輸送等(24日) 高遊原分屯地(熊本)に集積された仮設トイレ(計:120棟)を、陸自大型トラックによりグランメッセ熊本へ輸送。うち40棟を南阿蘇村立久木野中学校へ、7棟を阿蘇市立体育館及び阿蘇市立阿蘇西小学校へ輸送</p>
	<p>○ 民間船舶「はくおう」を休養施設として、23~24日174名(八代市)が利用、25~26日215名(八代市)利用予定(27~28日益城町)</p>
	<p>○ 昨日(24日)、感染症対策チーム(福岡病院×6名、熊本病院×2名)を編成。本日(25日)より避難所の環境衛生評価支援を実施</p>

4月24日の措置内容

方針 内閣府等の要請に基づき、指定搬入場所等に集積される救援物資を車両輸送により、各避難所へ迅速に輸送する。

【4月24日(日)輸送実績】

区分	輸送経路	物資	手段	輸送要領
23日 未了分	高遊原分屯地～ グランメッセ熊本	仮設トイレ(120棟) ○ 29棟は、益城町に業者が輸送 ○ 3棟は、阿蘇市立体育館に自衛隊が輸送 ○ 4棟は、阿蘇市立阿蘇西小学校に自衛隊が輸送 ○ 40棟は、南阿蘇村立久木野中学校に自衛隊が輸送 【以上計76棟】 ⇒ 残り44棟は、グランメッセ熊本において、熊本県に移管	トラック ×67	 <p>仮設トイレの卸下状況 (グランメッセ熊本)</p>
	高遊原分屯地～ 白水運動公園、 グランメッセ熊本又 は避難所等 【実施せず】	食糧2500食(パン) 水480本 未配分の食料約5.0万食は、県に移管が完了し、一時的に高遊原分屯地に保管	トラック ×1	

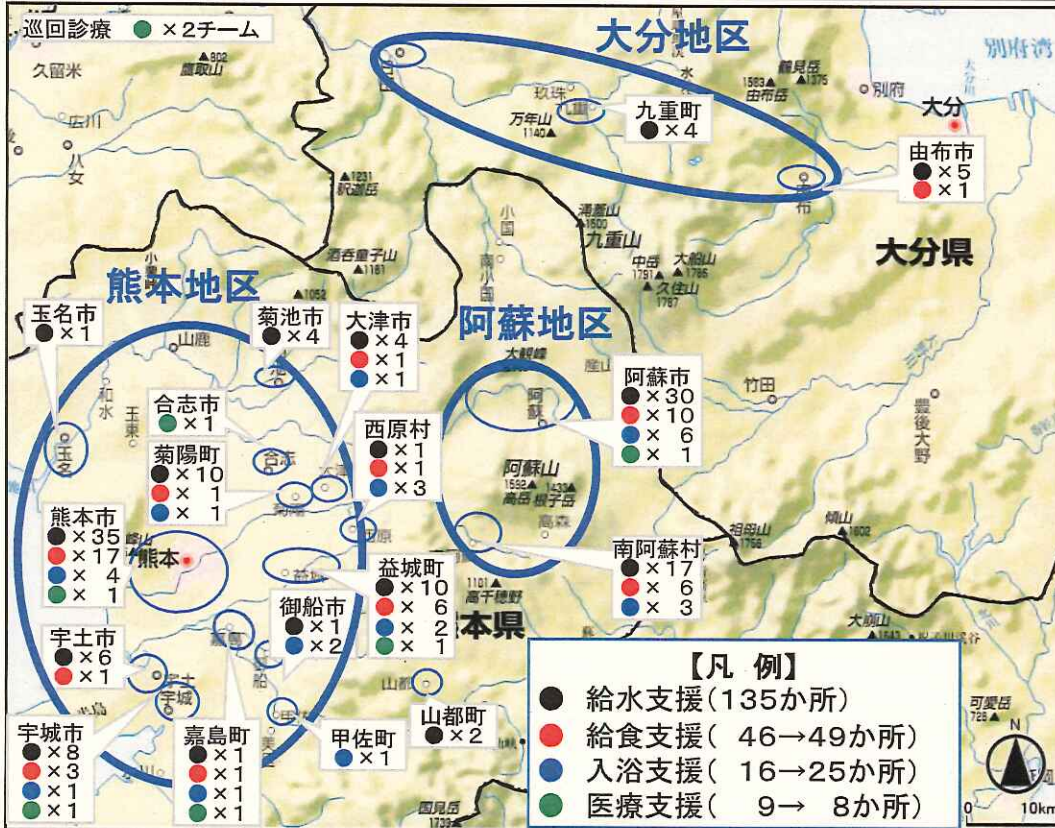


結論 プッシュ型からプル型への移行に伴い、自治体のよりきめ細やかなニーズに基づき、指定集積所から各避難所へ輸送支援を実施

平成28年熊本地震における自衛隊の活動予定(4月25日(月))

28. 4. 25 1100
防 衛 省

運用構想	自衛隊は、被害が甚大な阿蘇地区を中心に、約2.6万人態勢をもって災害派遣活動(人命救助、生活支援等)を実施する。この際、関係省庁、各自治体等との密接な連携を保持する。	
活動概要	人命救助	倒壊家屋、がけ崩れ地域における行方不明者の捜索等を実施
	生活支援	<p>避難生活の長期化を踏まえ、変化する被災者等自治体ニーズに基づき、各種支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援調整チーム(JTF内)により避難所のニーズを把握し、きめ細かい生活支援を実施 ○ 八代港に入港中の民間船舶「はくおう」を、被災者の休養施設として活用(25日:215名を予定) ○ 県の要請に基づき、本日(25日)から、避難施設におけるノロウィルス対策のため、感染症対策チーム8名(看護師×4、臨床検査技師×4)を阿蘇医療センター(阿蘇市)に派遣
その他	行方不明者捜索は対象地域が南阿蘇村に限定されていること、また、政府の物資支援はプッシュ型からプル型へ移行されたことから、航空偵察及び航空輸送ニーズに適合するよう今後航空機の態勢を移行する予定	



地域等	部 隊
阿蘇地区 (約1.6万人)	第2師団(北海道旭川市) 第4師団(福岡県福岡市) 第6師団(山形県東根市) 第7師団(北海道千歳市) 第5旅団(北海道帯広市) 第11旅団(北海道札幌市) 第12旅団(群馬県榛東村) 第13旅団(広島県海田町) 第5施設団(福岡県小郡市) 等
熊本地区 (約0.5万人)	第3師団(兵庫県伊丹市) 第8師団(熊本県熊本市) 西部方面衛生隊(熊本県熊本市) 等
大分地区 (約0.1万人)	西部方面特科隊(大分県湯布院町) 第41普通科連隊(大分県別府市) 等
海災部隊	しもきた、おおすみ、ひゅうが、いずも 等
空災部隊	西部航空警戒管制団(福岡県春日市) 等

平成 28 年 4 月 25 日(月)12:00 現在
総 務 省

平成 28 年熊本地震による被害状況等について (第 44 報)

I-1 被災自治体への職員派遣等の概要

職員派遣の状況

(1) 対応システム

①熊本県及び市町村(熊本市除く13市町村)への派遣

「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣(4月14日より派遣)
- ・県庁において、県・市町村(熊本市を除く)の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県(大分県)がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県(4月18日より派遣)

沖縄県(4月23日より派遣)

宇城市……鹿児島県(4月20日より派遣)

阿蘇市……宮崎県(4月19日より派遣)

長崎県(4月19日より派遣)

西原村……佐賀県(4月19日より派遣)

南阿蘇村……大分県(4月19日より派遣)

全国知事会(4月21日より派遣)

御船町……山口県(4月18日より派遣)

嘉島町……静岡県(4月19日より派遣)

福島県(4月19日より派遣)、(全国知事会)

益城町……福岡県(4月19日より派遣)

関西広域連合(4月19日より派遣)

菊池市……長崎県(4月21日より派遣)

菊陽町……福岡県(4月21日より派遣)

関西広域連合(4月21日より派遣)

甲佐町……鹿児島県(4月20日より派遣)

山都町……宮崎県(4月22日より派遣)

大津町……関西広域連合(4月21日より派遣)

②熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

(2) 今後の対応

○今後必要と見込まれるニーズ

- ・避難所の運営
- ・住宅の応急危険度判定
- ・罹災証明書の交付
- など

○全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、全国町村会に対応依頼済み

→現在、各団体で調整中

総務省

【地方団体間の人的支援の状況（平成28年4月24日17：00現在）】

【単位：人】

派遣先	24日に被災自治体で活動した職員						25日に被災自治体で活動している職員		備考 (追加予定等)
	被害状況把握	行政窓口	避難所運営	物資仕分	被災者のケア	その他	派遣元自治体内訳		
熊本県	34		19			15	40	福岡県(8)、佐賀県(12) 大分県(3)、宮崎県(2) 鹿児島県(6)、沖縄県(1) 山口県(5)、関西広域連合(3)※1	
熊本県 熊本市	408		386			22 (水道)	408	福岡市(110)、東京都(10) 神戸市(38)、岡山市(78) 広島市(86)、北九州市(86)	・罹災証明事務のための派遣を検討中
熊本県 宇土市	38		20			18 (水道・土木等)	39	長崎県(16)、長崎県内市(2)※2 沖縄県(18)、沖縄県内市(3)※3	
熊本県 宇城市	21		4	17			21	鹿児島県(4) 鹿児島県内市(17)※4	
熊本県 阿蘇市	80		63	17			80	宮崎県(50)、長崎県(18) 長崎県内市町(14)※5	
熊本県 西原村	17		17				42	佐賀県(42)	・罹災証明事務のための派遣を検討中
熊本県 南阿蘇村	118		103			15	152	大分県(34)、大分県内市町(11)※6、 島根県(5)、岡山県(5)、兵庫県(2)、 兵庫県内市(8)※7 新潟県(2)、東京都(33) 徳島県(10)、広島県(5)、愛知県 (5)、岐阜県(5)、三重県(6)、石川県 (5) 全国市長会(17)※8	・28日より10名を派遣予定(全国知事会)※16 ・29日より10名を派遣予定(全国知事会)※17 ・今後、全国市長会から派遣を検討中
熊本県 御船町	38		38				40	山口県(23) 山口県内市町(17)※9	
熊本県 嘉島町	13	4	1			8	13	福島県(8)、静岡県(4) 下田市(1)	・26日より静岡県が15人(主に罹災証明事務担当)追加で派遣予定 ・5月1日より静岡県が病院職・土木職を追加で派遣予定
熊本県 益城町	87		65		7	15	85	福岡県(19)、福岡県内市(8)※10、 関西広域連合(58)※11	
熊本県 菊池市	31		31				31	長崎県(11) 長崎県内市町(20)※12	
熊本県 菊陽町	13		8			5	10	福岡県(5) 関西広域連合(5)※13	
熊本県 甲佐町	20	2	5	10	2	1	20	鹿児島県(16) 枕崎市(2)、鹿屋市(2)	
熊本県 山都町	13			13			13	宮崎県(3) 宮崎県内町(10)※14	
熊本県 大津町	10		8			2	10	関西広域連合(10)※15	
合計	941						1,004		

- これは速報であり、数値等は今後変わることがある。
- これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

- ※1 京都府 1、奈良県 1、和歌山県 1
- ※2 大村市 2
- ※3 沖繩市 3
- ※4 鹿児島市 3、阿久根市 2、薩摩川内市 2、出水市 2、いちき串木野市 2、南さつま市 2、鹿屋市 2、志布志市 2
- ※5 長崎市 8、諫早市 3、大村市 2、川棚町 1
- ※6 大分市 6、中津市 1、臼杵市 1、津久見市 1、杵築市 1、玖珠町 1
- ※7 神戸市 2、姫路市 2、三田市 2、丹波市 2
- ※8 高崎市 3、戸田市 1、燕市 2、村上市 2、糸魚川市 3、富士市 2、福知山市 2、加西市 2
- ※9 光市 2、柳井市 2、周南市 6、防府市 2、下松市 3、田布施町 1、平生町 1
- ※10 大牟田市 2、久留米市 2、柳川市 2、八女市 2
- ※11 滋賀県 7、京都府 6、兵庫県 2 3 (うち、加古川市 2、加東市 2、猪名川町 2)、和歌山県 8、鳥取県 7、徳島県 7
- ※12 佐世保市 6、島原市 2、平戸市 2、松浦市 1、西海市 2、雲仙市 2、南島原市 2、長与町 1、波佐見町 1、佐々町 1
- ※13 奈良県 5
- ※14 高千穂町 4、日之影町 3、五ヶ瀬町 3
- ※15 大阪府 10
- ※16 茨城県 10
- ※17 長野県 5、富山県 5

I-2 被災自治体庁舎の状況

熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ^{やつしるし} 八代市 → ^{せんちやう} 千丁支所へ
 - ^{ひとよし} 人吉市 → 庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
(5月9日移転予定)
 - ^{うとし} 宇土市 → 市民体育館へ
 - ^{おおづま} 大津町 → 近隣町施設へ
 - ^{ましきまち} 益城町 → 保健福祉センターへ
- ※ 熊本県庁市町村課が 4/25(月)に確認

II 被災自治体における通信・放送の確保に関する対応状況

(1) 避難所及び行政機関の通信確保対応状況

○ 避難所における通信確保状況

- ・ 携帯電話による通信は、ほぼ確保。
- ・ Wi-Fi 利用環境を整備するため、各避難所に無料 Wi-Fi アクセスポイントを増設中。
- ・ 携帯電話用の充電器（チャージャー）の配備を経済産業省と連携して展開中。

○ 通信事業者の保有する機器の貸与

- ・ 特設公衆電話を合計 5.2 台。

総務省

- ・衛星携帯電話を合計614台。
 - ・ポータブル衛星装置（固定電話）合計35台。
 - ・無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントを合計約626台。
 - ・携帯電話充電器（マルチチャージャ）を合計約609台。
- 等を避難所及び行政機関に配備（詳細は後述）。

○ 公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県は4/23（土）00:00に無料化を終了。

(2) 災害時における放送の確保

○ 臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

- ・甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

○ 被災者へのラジオの配布

- ・9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。

Ⅲ 被害状況

1. 通信関係

<固定電話>

- ・NTT西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に併せて回復見込み）。

<携帯電話・PHS>

- ・携帯電話の停波基地局数：合計16局（4/25（月）5:00時点から2局減。）

- ・PHSの停波基地局数：合計11局（4/25（月）5:00時点から増減なし。）

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、概ね通信可能な状況。

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし

携帯電話	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・全て復旧
	NTTドコモ	・4局が停波中。 <small>あそぐんみなみあそむら</small> <熊本県>阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村
	KDDI (au)	・5局が停波中。 <small>あそぐんみなみあそむら</small> <熊本県>阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村、熊本市
	ソフトバンク	【携帯】 ・7局が停波中。 <small>あそぐんみなみあそむら</small> <熊本県>阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村 【PHS】 ・11局が停波中。 <small>あそぐんみなみあそむら</small> <熊本県>阿蘇郡南阿蘇村

<防災行政無線関係>

熊本県南阿蘇村 かわよう 河陽中継局が機能停止のため一部地区で使用不可。
 熊本県益城町 本庁舎が通電されていないため使用不可。

<DEURAS (電波監視システム) >

以下のセンサ局が運用停止中であるが、他のセンサ局を活用して電波監視業務を実施中。

- ・ DEURAS-D (遠隔方位測定設備)
 2センサ局運用停止中。

2. 放送関係

<地上放送 (テレビ、AM、FM) 関係>

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM)	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →17日(日) 発電機の修理により復旧(停波時間は、18:20~10:45 (16時間25分))	○6,372世帯 (一部は他の中継局(阿蘇局)の放送で視聴の可能性あり。)
	○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育)	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →16日(土) 13:19 発電機を持ち込んだため復旧。16:09 商用電源が復旧	○169世帯

総務省

	<p>○NHK (AM)</p> <p>○熊本放送蘇陽北局 (AM)</p> <p>○民放4社(テレビ)</p>	<p>(停波時間は、9:26~13:19 (3時間53分))</p> <p>○被害報告なし</p> <p>○アンテナ破損により停波→18日(月)15:45アンテナの修理により復旧。(停波時間は、16日(土)1:25~18日(月)15:45 (62時間20分))</p> <p>○熊本局 16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57~2:30 (33分))</p> <p>○砥用局 16日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間9:55~11:20 (1時間25分))</p> <p>(25日(月)11時30分現在、<u>県内2か所(南阿蘇局(TV・FM)、阿蘇局(民放AM))で停電のため非常用発電機により放送継続中</u>)</p>	<p>○被害報告なし</p> <p>○約1万世帯</p> <p>○県内8か所で非常用発電機を使用していた。</p>
大分県	<p>○NHK (テレビ、AM、FM)</p> <p>○民放(テレビ3社(うち1社AM兼営)、FM1社)</p>	<p>○NHK、民放とも被害報告なし</p>	<p>○被害報告なし</p>

<コミュニティ放送関係>

- 熊本県：放送継続中 (3社)
- 大分県：放送継続中 (3社)

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
------	-----	-------	-------

総務省

熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行 ○その他のコミュニティ放送(2社)	○放送継続中(停電により短時間停波) ○被害報告なし	○停波1件 ○被害報告なし
大分県	3社	○被害報告なし	○被害報告なし

<ケーブルテレビ>

1社57世帯が視聴不可(23日(土)9:00時点(282世帯)から縮小)

○熊本県:放送中断中(1社)、復旧済(2社)、確認済(7社)

○大分県:復旧済(2社) ※17社については被害なし

○佐賀県:確認済(13社) ※13社については被害なし

○宮崎県:確認済(7社) ※7社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○ジェイコム九州	○立入り困難なエリアや家屋損壊による断線等の場合を除き、復旧(4月25日(月)8:00現在、立入り困難なエリア内の視聴不可世帯数:57)	○22,760世帯(14日(金)発生の地震による視聴不可世帯1,244件を含む)
	○たかもり光ネットワーク(株)	○一部商用電源復旧、発電機燃料到着により放送再開	○2,619世帯
	○小国町	○19日(火)12時仮復旧	○68世帯
	○その他のケーブルテレビ(7社)	○確認済(7社について設備被害なし)	○被害報告なし
大分県	○大分ケーブルテレコム	○16日(土)13時45分復旧	○9世帯
	○日田市	○17日(日)17時復旧	○1,100世帯
	○その他のケーブルテレビ(17社)	○確認済(17社について被害なし)	○被害報告なし
宮崎県	7社	○確認済(7社について被害なし)	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済(13社について被害なし)	○被害報告なし

3. 郵政関係

＜郵便・郵便局業務関係＞

- ・安全最優先で通常業務を実施。
- ・11の郵便局において、4月25日(月)の窓口業務を見合わせ。
- ・停電等により、5の郵便局等において、業務用システムに障害。(4/25(月) 09:00 現在)
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。
- ・交通規制等により、熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等に遅れ。
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)を宛先とするゆうパックを一時引受停止(保冷扱いは熊本県全域を宛先とするものを停止。)(引受停止の範囲が縮小)

IV 総務省の対応状況

○対策本部の設置等

- ・4月14日(木) 21時33分 総務省非常災害対策本部設置
- ・4月14日(木) 22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・4月15日(金) 現地対策本部要員派遣(九州総合通信局1名)
(4月19日(火)から1名増員し2名派遣)
- ・4月18日(月) 九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口(情報通信関係)」を開設
- ・4月22日(金) 九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施(4月23日(土)も実施)。
- ・4月22日(金) ~25日(月) 九州総合通信局から食料仕分け支援業務に係る職員を派遣。(5名、熊本市東区・東部浄化センター)

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで9自治体に計80台を貸出。
- ・今後の貸出用として、計261台を準備済。

貸出先	機種	台数	貸出日	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日	
熊本県高森町	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 2台	4月18日	
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日	熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より職員を派遣するため

総務省

熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日	
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日	熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日	熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため

※総務省保有のICTユニットは、総合通信局で待機中。

○移動電源車の貸与状況

- ・熊本県ましきまち益城町役場（九州総合通信局より1台）
 - ・熊本県うとし宇土市（中国総合通信局より1台）
 - ・熊本県あそくんとかもりまち阿蘇郡高森町（近畿総合通信局より1台）
 - ・九州総合通信局で待機（※）（東海総合通信局より1台）
- ※復電により稼働終了（4/20）。現在、総合通信局で待機中。

○被災地支援のための制度手当

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。（4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク）
- ・主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器（マルチチャージャ）の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。
（4/17付け 対NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング）
- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。
（4/18付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会）

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に

総務省

使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション（自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点）からの調達。

○被災者支援システムの整備

・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット（IBM及びソフトバンク）を配備すべく、経済産業省と連携して対応中。

○4月18日（月）、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日（月）、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

○4月19日（火）、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟及び（一社）日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日（火）、NHKから、南阿蘇局（テレビ・FM）について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等（可搬型送信機による代替送信所の設置）の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日（水）正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。

○4月20日（水）、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。（派遣先：熊本県御船町^{みふねまち}、熊本県嘉島町^{かしままち}）

○4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（ソニー：1,500台、パナソニック：1,000台）を確保。22日（金）及び23日（土）、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。

○4月21日（木）、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部（421億円）を繰り上げて交付することを決定。

○4月21日（木）付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を发出。

総務省

○4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

○4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

V. 総務省関係団体・事業者等の対応状況

○ 避難所及び行政機関の通信確保対応状況(詳細)

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータブル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	52台 (30箇所)	22台 (17箇所)	35台 (10箇所)	21台 (16箇所)	—	15台	—	—	—	—
NTTドコモ	—	162台 (17組織)	—	414台 (340箇所)	343台 (253箇所)	—	—	1026台 (41組織)	151台 (11組織)	65台 (11組織)
KDDI	—	93台 (5組織)	—	約34台 (31箇所)	145台 (77箇所)	12台	5台	698台 (3組織)	52台 (1組織)	17台 (1組織)
ソフトバンク	—	337台 (3組織)	—	約140台 (108箇所)	約121台 (121箇所)	1台	2台 (2箇所)	832台 (3組織)	115台 (2組織)	10台 (2組織)
NTT BP	—	—	—	約17台 (11箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	52台	614台	35台	約626台	約609台	28台	7台	2555台	318台	92台

○ 公衆無線LANサービスの利用環境整備(インターネットへのアクセス確保)

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線LANを設置(避難所428箇所(重複を除外)、626アクセスポイント(AP))。
 - ・NTTグループ: 370箇所/約452AP
 - ・KDDI: 31箇所/約34AP
 - ・ソフトバンク: 108箇所/約140AP 等
- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線LANサービスを無料開放。「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)の名称で合計約55,000のAPを確保。
 - ・ソフトバンク: 約36,000
 - ・KDDI: 約10,000
 - ・NTTドコモ: 約9,000 等
- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超の

総務省

AP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。

- ・無料公衆無線LANのAPが設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備すべく、経済産業省と連携中。

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるようICTユニットを総合通信局に待機中。

※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。

○復旧エリアマップをHP上に公開

- ・NTTドコモ、KDDIに加え、ソフトバンクは、災害の影響によりサービスを利用できないエリアを表示する復旧エリアマップを、HP上に公開済み。

○NTT西日本

- ・災害救助法適用地域内に居住する加入電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費は無料。

○NTTドコモ

- ・災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～4/30）。

○KDDI

- ・災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
- ・災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～4/30）。

○ソフトバンク

- ・災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
- ・災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～4/30）。

○九州通信ネットワーク

- ・災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続・光電話等利用者を対象

に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・4月15日(金)から5月16日(月)まで、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日(土)・17日(日)及び4月23日(土)・24日(日)の営業を実施。
- ・4月25日(月)から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局(1台)が営業を実施。
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日(月)から6月30日(木)まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
- ・4月19日(火)から6月30日(木)まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日(木)から6月17日(金)まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取り扱いを実施。
- ・「かんぼの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受入れ、食料・飲料を提供。

○NHK

- ・災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約につき、2ヶ月間の受信料免除。
- ・NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送(ラジオ第一放送及びFM放送)の同時配信を実施。
- ・避難所等にテレビを設置(熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布)。
- ・ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送(民間放送事業者)

- ・ニッポン放送(関東広域圏のAM事業者)、熊本放送ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

- ・(株)WOWOW

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、(4月下旬に引き落とし予定の)4月分の視聴料を免除)

・スカパーJ S A T(株)

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、（4月下旬に引き落とし予定の）4月分の視聴料を免除）

○ケーブルテレビ

・株式会社 ジュピターテレコム

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（視聴料の減免・支払期限の延長等）

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

(1) ^{ディザスター}DISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

・ 平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

(2) 多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”(ボイストラ)

・ 平常どおりサービス提供中
・ 被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

(3) 航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR 2)による観測

・ 4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR(Pi-SAR2)観測を実施。
・ 機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
・ 4月17日(日)午後9時、NICTウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

(4) 車載衛星地球局の配備

・ 熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所にICTユニットと連携した無線LANサービス(衛星経由)を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。
※ 超高速インターネット衛星(WINDS)を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

・ 宿泊無料(食費実費負担)で受入れ実施中
(各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある)

・ 4月24日現在の利用状況

・ ひょうご共済会館^{こうべし}(神戸市): 3名

・ ホテル白鳥^{はくちよう まつえし}(松江市): 2名

・ ホテルレガロ福岡^{ふくおかし}(福岡市): 12名

・ ひまわり荘^{みやざきし}(宮崎市): 6名

・ マリンパレスかごしま^{かごしまし}(鹿児島市): 11名

○被災自治体の住基情報等

<既存住基>

・熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持 (H28. 4. 19 県庁に確認)

・熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊のため、住基窓口業務を「支所・近隣施設で実施」又は「業務再開を準備中」(H28. 4. 23 県庁に確認)

支所等で実施

やっしろし
八代市 (支所)

ひとよしし
人吉市 (本庁別館)

うとし
宇土市 (支所。4/21 からは本庁近隣の体育館でも可)

おおづまち
大津町 (本庁近隣の町施設)

業務再開を準備中

みなみあそむら ましきまち
南阿蘇村、益城町

・熊本地震に伴う被災地域 (災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村) の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨の通知を 4 月 19 日付けで全国に発出。

<住民基本台帳ネットワークシステム> H28. 4. 25 09:30 現在

・疎通不可 2 団体 (前回報告と同じ)

みなみあそむら 熊本県南阿蘇村 (停電)、ましきまち 益城町 (停電)

<LGWAN> H28. 4. 25 09:30 現在

・疎通不可 1 団体 (前回報告と同じ)

ましきまち 熊本県益城町 (ケーブル破損か)

平成 28 年熊本地震への対応状況について

平成 28 年 4 月 25 日 (9:00 時点)

厚生労働省

※下線は前回 (23 日 (15:00 時点)) からの変更点

1. 医療・保健

(1) DMAT 等

① 活動状況

○ DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチーム 27 名は、県医療救護調整本部のサポートを当面継続。

② ドクターヘリの活動状況

○ 4 月 24 日は出動要請なし。

(2) DMAT 以外の医療チーム等の活動 (合計 (123→) 150 チーム)

医療チーム等	活動チーム数
JMAT (日本医師会災害医療チーム)	<u>(58→) 68 チーム</u>
AMAT (全日本病院協会災害時医療支援活動班)	<u>(2→) 3 チーム</u>
国立病院機構	<u>(5→) 4 チーム</u>
地域医療機能推進機構	2 チーム
日本赤十字社	<u>(17→) 19 チーム</u>
社会福祉法人恩賜財団済生会	4 チーム
災害支援ナース (日本看護協会)	15 チーム
日本歯科医師会	<u>(20→) 35 チーム</u>

(歯科関係)

○ 熊本県からの派遣要請を受け、日本歯科医師会等から (20→) 35 チーム が活動中。被害の大きい益城町、西原村、御船町、甲佐町及び南阿蘇地域などの各避難所を巡回し、口腔の健康管理と歯科医療の需要の把握を支援。

○ 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ (大人) 27,440 個、歯ブラシ (子供) 4,000 個等を送付し、ニーズのある避難所へ配送。

(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動

- 熊本県庁災害対策本部内にDPAT調整本部を立ち上げ、24日は23隊が活動（これまでに宮城、福島、茨城、栃木、千葉、埼玉、東京、神奈川、新潟、石川、富山、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、島根、徳島、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄の各都府県から派遣）。21日までに精神科病院から依頼のあった入院患者の転院支援を終了。
- 24日までに、保健センター等と協力し熊本市、御船、宇城、阿蘇、菊池の5保健所圏域の避難所等（33→）71箇所を巡回、数名入院。
- 19日以降、DPAT事務局（東京）のコーディネーター1名（精神科医）をDPAT調整本部（熊本）に配置して現地のニーズに的確に対応できるよう体制を強化。
- 22日にDPAT活動拠点本部を熊本県精神保健福祉センターおよび熊本県こころの医療センター2か所に設置。

(4) 人工透析の状況

- 熊本県内の透析病院は94施設 患者数6,393人。
- 透析不可施設（8→）7施設
（内訳 建物や機器の破損:6、透析用の水の不足等（汚れた水が混ざったことによる貯水タンクの水の入れ替えへの対応を含む）:（2→）1）
透析不可施設の患者 約（300→）200人
- 透析不可施設の患者は、一部県外の医療機関での対応を除き、透析用の水の確保、熊本県内の他の医療機関での受け入れ等により、県内で対応できており、今後の安定的な透析用の水の供給等に向け、各医療機関のニーズを集約し、医療機関と自治体や自衛隊を橋渡しするなどの対応を実施。

(5) 保健師等の活動

- 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施中。
- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、4月24日までに62チームが活動を開始。
- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チーム（2チーム）が保健所の運営支援を実施中。（4/24）

(6) 医薬品等の供給

- ① 薬剤師等による医薬品ニーズの把握
 - 薬剤師及び保健師が、救護所における医薬品の供給、DMAT/JMATの避難所巡回に同行しての医療支援等を実施。巡回しながら医薬品の需要を把握（23日は薬剤師（70→）100名等が活動）。
- ② 医薬品等の供給
 - 熊本県内の日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会の全加盟企業に対し確認。安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。

- 避難所のうち救護所が設置されている6カ所において医薬品等の供給を実施（モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）3カ所、臨時調剤所3カ所）。
- 救護所への医薬品の供給は、熊本県薬剤師会を通じて発注・受入を行っており調達に支障はない。
- DMAT/JMAT の避難所巡回で処方される医薬品について、その場にはない場合には事後に対応。
- 日本OTC医薬品協会に対して、一般用医薬品等の配送を依頼。4月21日以降、順次熊本県薬剤師会災害対策本部に配送。
- 熊本県薬剤師会が、開局している薬局の一覧及び支援薬剤師の配置予定をインターネット上で公表し、調剤等を実施。

(7) エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要とした患者数)

平成28年4月24日(16:00現在)(4月14日~24日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	4	2	6
女性	10	19	29
計	14	21	35

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- 4月15日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- 厚生労働省ホームページの「平成28年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。

<現地での対応状況>

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4月19日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の2,000台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20日夕刻、エミナース(益城町)の500台に配布済。
- ・ さらに、エコノミークラス症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。

- ・ 4月22日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。

(8) 栄養・食生活支援

- 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士会が開始(4/22:4チーム)
- 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品(離乳食、アレルギー食等)ステーションを設置(4/21)。

(9) 感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

① 状況

- 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者22名が発生(4/23)。25日朝時点で重症者はなし。

② 対応

- 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手(4/23)。

【その他】

① 状況

- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性が7名、インフルエンザ陽性が(6→)7名発生。現時点で、集団感染ではなく、単発事例と考えられる。(4/24)

② 対応

- 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済(4/21)。
- 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た(4/19)。

- 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供(4/20)。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を発出(4/22)

(10) 食中毒対策

① 状況

- 現時点において、避難所における集団食中毒の発生は確認されていない。

② 対応

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、熊本県・市に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、上益城郡内の避難所の被災者に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)2000セットを4月26日に追加配布予定。

(11) アレルギー疾患関係

① 相談・ニーズのくみ上げ

- 熊本県と熊本市にアレルギー対応のための窓口を設置。
- 巡回の保健師を通じての避難所等のニーズのくみ上げ。

② 子どものアレルギーへの対応

- 全国の自治体及び民間企業にアレルギー対応食の送付可能品目を確認。熊本県から希望品目(ベビーフード、おかゆ、ミルク等)及び数量の連絡を受け、すべて送付手配済み。
- 熊本県からの依頼に応じて、学会が速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- 保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済。
- 避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済。
- 日本小児アレルギー学会が、被災地でこどものアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

③ その他

- 震災によりエピペン（※）を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いするチラシを避難所で配布、掲示。

（※）食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤

- 国立病院機構熊本医療センターで保管していたアレルギー対応食を無料で配布。テレビのテロップで情報提供し、県の災害対策本部から巡回保健師等に情報提供されるように依頼済。
- 地方自治体から熊本市へアレルギー対応食の送付済（大阪府 アルファ化米 2000食、徳島県 アルファ化米 7000食）。
- 被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を发出（消費者庁・農水省・厚労省の連名通知）（4月22日）。

（12）熱中症関係

- 4月22日、環境省と連名で、熊本県、大分県及び熊本市あて、「被災住民等の熱中症対策について（周知依頼）」を发出。熱中症予防のチラシ等により周知を実施。
- 復旧作業における熱中症予防対策
 - ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ（電解質補給用品（飴）約19,000、同（粉末）約17,000）を無償提供（順次実施）。
 - ② 復旧作業における熱中症を予防するため、作業現場の安全パトロールを実施し、作業員へ注意喚起（4/25～（予定））。

（13）復旧作業における健康と安全の確保

- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品（防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等）を無償提供（順次実施）。
- がれき撤去作業など危険な作業が行われている地域などを中心に、労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施（4/25～）。

（14）医療保険等における患者の一部負担金

- 4月21日付で、医療機関等における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む165健保組合（国保・介護保険・後期高齢者医療は免除、協会けんぽ・健保組合は当面猶予）

2 水道

(1) 被害状況

	総断水戸数		23日15時時点		25日9時時点
被災地全域	445,857	→	<u>21,764</u>	→	<u>20,256</u>
熊本市	326,873	→	500	→	500
熊本市以外	118,984	→	<u>21,264</u>	→	<u>19,756</u>

※ 復旧見通し（見込み）

（単位：戸数）

都道府県	市町村	復旧見込み		計
		短期 （1週間程度）	中長期 （2週間程度 またはそれ以上。 数ヵ月程度を含む。）	
熊本県	宇城市	約 100	-	約 100
	益城町	約 580	約 9,220	約 9,800
	御船町	約 <u>(2,960→)</u> <u>2,360</u>	約 70	約 <u>(3,030→)</u> <u>2,430</u>
	熊本市	約 500	-	約 500
	西原村	約 1,140	約 600	約 1,750
	大津町	約 <u>(70→)</u> 0	約 80	約 <u>(140→)</u> 80
	山都町	約 <u>(0) →</u> 220	約 <u>(250→)</u> 0	約 <u>(250→)</u> 220
	甲佐町	約 <u>(230→)</u> 200	-	約 <u>(230→)</u> 200
	南阿蘇村	約 60	約 1,530	約 1,580
	阿蘇市	約 1,200	約 2,300	約 3,500
大分県	九重町	<u>(約 790→)</u> 2	-	<u>(約 790→)</u> 2
宮崎県	高千穂町	約 100	-	約 100
計		約 <u>(7,720→)</u> <u>6,460</u>	約 <u>(14,040→)</u> <u>13,800</u>	約 <u>(21,760→)</u> <u>20,260</u>

（注）四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(2) 応急給水等

- 熊本市等からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施中。

	23日 15時時点		25日 9時時点
給水車を確保	108台	→	108台
応急給水を実施中	99台	→	102台
現場へ移動中	3台	→	3台
待機中	6台	→	3台

(3) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業共同組合連合会と連携し、
 - ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等、
 - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや水道施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣など、個別に必要な対応策を実施。

(熊本市)

- 技術系職員（熊本市：130名、他自治体：56名）、管工事業者（熊本市：200名、熊本市外：60名）が漏水調査及び復旧工事に従事中。
- 通水した一部の地域（熊本市内の人口の約12%と試算）において、配水管の破損により、一部の地域では水が出にくいことから、日本水道協会と全国管工事業協同組合連合会が全国の自治体の技術系職員及び管工事業者で構成される38班（約300名）の派遣を開始。順次現地入りして活動開始。
- さらに追加の応援を厚生労働省から日本水道協会及び全国管工事業協同組合連合会に要請し、調整中。

(熊本市以外)

- 全国の自治体から18名の技術系職員を派遣。
- 被災地以外より管工事業者（21→）34名を派遣。
- 厚生労働省職員が熊本県内の被災市町村を個別訪問しニーズを把握し、早急に全国の自治体による支援につなげる。

(4) 市民への広報の充実

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行う。

3 熊本周辺の主要な医療機関の状況（厚労省調査）

- 被災した医療機関に水、食料、医薬品や看護師等の不足状況を毎日確認し、ニーズを聞き取って、担当部局や関係団体等に着実につなげ、早期の改善を図る。

(1) 概況

被災が想定され、厚生労働省で直接確認した131施設の概況は以下の通り。

内 容	医療機関数
建物損壊のリスクがある医療機関	8カ所
ライフライン（電気、ガス、水道）の供給に問題のある医療機関	(43→) 42カ所
問題ない医療機関	84カ所
連絡が取れない医療機関	0カ所

(注) 医療機関数は一部重複あり。

(2) 特に対応が必要となった病院の状況

- 10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者の搬送が必要となったが、既に大半の病院で搬送を完了。
- 国立病院機構熊本医療センター及び熊本赤十字病院において、患者集中による小児科医の疲弊が激しいことから、厚生労働省の調整により、県が日本小児科学会へ派遣要請を実施し、4月18日に2名が、4月19日に1名、4月22日に1名（交替要員）が現地入り。

(3) 医療機関における水、食料や看護師の確保

- 4月24日時点で、食品に関して要望がある4施設に対応済、飲料水に関して要望がある(3→)2施設に対応済み。また、看護師に関しての要望については、国立病院機構病院（熊本医療センター、熊本再春荘病院）に九州内の国立病院機構4病院から11名を4月19日に派遣済み。
- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合には、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。

4 福祉施設の状況

(1) 福祉人材の応援体制

- 要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
- 要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について関係団体への要請に係る通知を发出。

(2) 社会福祉施設の状況

① 高齢者施設

- 熊本県全域の 1,234 施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は 14 施設 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は（333→）343 施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

② 障害児・者入所施設の状況

- 熊本県全域の 78 施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、（1→）2 施設の一部の建物が損壊。

③ 児童入所施設の状況

- 熊本県全域の 30 施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は 15 施設。

(3) 社会福祉施設の物資不足の現状と対応

- 水、食料等の支援要望が集中している地域に所在する入所施設に確認したところ、以下のとおり。

【物資が不足していると回答した施設の状況】

(益城町、南阿蘇村、阿蘇市、西原村)

	該当地域 の施設数	物資不足がある施設（※）				
		食料	水	医薬品	衛生 材料	ガソリ ン重油
高齢者入所施設	53	(4)→ 0	(2) →0	0	(2) →0	(2) →0
障害者入所施設	3	0	0	0	0	0
児童入所施設	2	0	0	0	0	0

(※) 物資の確保が 2,3 日分以下との回答があった施設

- 上記の物資不足がある施設の情報について関係府省に伝え、必要な措置を要請している。

(4) 事業者団体等への通知

- 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。(4/14~4/17)
- 4月21日付で障害福祉サービス等にかかる利用料の支払いを不要とするよう、自治体に対し要請。

5 その他

(1) ボランティア

- 避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町（7市町）、場所、人数（106名）等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請した（4月18日22:20）。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、23日現在42名が活動中。
- 一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、各地域の安全確保の状況を見つつ、順次、災害ボランティアセンターの開設準備を進めている。

4月19日（火）開設：【熊本県】宇土市、宇城市、菊池市

4月20日（水）開設：【熊本県】南阿蘇村、【大分県】由布市

4月21日（木）開設：【熊本県】益城町、山都町

4月22日（金）開設：【熊本県】熊本市、美里町、大津町、合志市、菊陽町

(2) 旅館・ホテル・公衆浴場等

- 旅館・ホテル等について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、積極的協力を文書で要請。
- 4月21日現在、熊本県内で40施設・約790人（ホテル・旅館）分の受入が可能な状況。現在、熊本県（健康福祉部薬務衛生課）では、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦などの特別の配慮を要する方を対象に無料で受入れを進めており、4月25日9:00現在、(3→) 16組 (13→) 41名の方を受入、本日以降の調整で (9→) 7組 (18→) 12名の方の受入手続きを進める予定。
- 浴場組合については、4月16日（土）から、被災者の無料入浴支援を開始（4月25日現在 (8→) 9施設）。
- 被災者に厚生労働省の災害対応状況をわかりやすく伝えるため、厚生労働省ホームページにおける掲載内容を充実。

平成28年（2016年）熊本地震の 食料供給・農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
4月25日（月）12:00現在

1 食料供給（鳥栖等の集積所に配送した量）

17日（日）から22日（金）までの6日間で185万食を提供。最初の3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、次の3日間は被災者のニーズに応えるべく、缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

(1) 被災自治体の要請を待たずに行った食料支援

品目	(万食)					
	17日(日) 実績	18日(月) 実績	19日(火) 実績	20日(水) 実績	21日(木) 実績	22日(金) 実績
パックご飯	3	1	8	3	2	2
おにぎり	1	5	5	5	6	1
パン	4	15	15	5	8	8
カップ麺	5	15	10	15	5	
レトルトおかゆ				5		
レトルトカレー				2	0.3	
ベビーフード				1		
介護食品				1		
缶詰			2	13		
栄養補助食品				10		
ビスケット						3
合計	13	36	41	61	20	14
				185		
水(2L:万本)		7.2				
粉ミルク※	1,368kg			1,023kg	43kg	

※ 粉ミルクは、17日分のうち64kg、20日分のうち205kg及び21日分43kgの合計312kgがアレルギー対応

(2) 被災自治体の要請に応じて行った食料支援

品目	(万食)					
	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)
保存用パン(万食)	1.5	1.7	1.2	1.0	5.2	0.6
アルファ化米(万食)	0.1					
合計(万食)	1.6	1.7	1.2	1.0	5.2	0.6
米(t)	4.5			35.0	32.6	43.4
(※政府備蓄米(t))	(4.5)			(10.4)	(32.0)	(43.4)
水(2L:万本)	4.0	5.1	3.1			2.9
(500ml:万本)						1.6

※米について、17日分の政府備蓄米4.5トンは玄米、それ以外は無洗米。トン数表記は実トンベース。

23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に20万食を目途に提供。

- ・ 4月23日(土) (23日・24日分として計8.5万食等を発送済)
カップ麺 1.0万食、ビスケット 6.0万食、栄養補助食品 1.5万食
ほか南阿蘇村に清涼飲料水0.1万本
- ・ 4月24日(日) (発送済)
清涼飲料水 0.9万本
- ・ 4月25日(月) (計11.6万食等を発送予定)
レトルト食品 6.0万食、缶詰 5.0万食、ベビーフード 0.3万食、
介護食品 0.3万食 ほか清涼飲料水 1.2万本
- ・ 上記のほか、ミニトマト(7,960箱(1箱3kg))を22日(金)から26日(火)の5日間で発送

2 農業

(1) 園芸作物

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 15の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県14件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス等の一部枯死被害が発生

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、21日以降道路事情により集乳できない地域はなくな

っている

- ・乳業工場の多くが操業を停止していたが、24日時点では、熊本県酪連の熊本工場（熊本市）及び熊本乳業（株）（熊本市）が操業停止中

②酪農・肉用牛農家

- ・畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

①共同利用施設

- ・カントリーエレベーター等で搬送設備の破損等の被害が発生

②加工施設

- ・製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③作物

- ・麦の生産ほ場で地割れ、農地の液状化

(4) 土地改良施設

現在のところ大きな被害は確認されていないが、引き続き調査を実施。また、変状があった施設については応急措置を実施。

①国営造成ダム（実施中）

- ・点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認
※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

②国営造成ダム（完了地区）

- ・点検対象24箇所は異常なし

③熊本県内のため池

- ・122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり（23日の降雨後も被害情報なし）、1箇所は調査中

※変状のあった箇所については、必要に応じて応急措置を実施するとともに、農研機構等の専門家が順次現地調査を実施

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 熊本県184箇所 福岡県1箇所 佐賀県1箇所
長崎県5箇所 大分県10箇所 宮崎県2箇所

② 治山施設

- ・ 熊本県2箇所 大分県5箇所

(2) 林道施設等

- ・ 熊本県80路線 佐賀県1路線 大分県8路線
宮崎県18路線

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設

- ・ 熊本県13箇所 福岡県3箇所

4 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、水産物の水揚げが開始され、熊本市内向け以外はおおむね順調に流通。

- ・ 熊本県の15漁港、長崎県の1漁港、大分県の1漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所、製氷施設等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユの斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損

5 卸売市場

熊本県内の一部の地方卸売市場において施設に被害が発生し、水産物のセリが当分行えない状況（少量の相対取引については実施）。

- ・ 熊本市田崎市場水産物部においてセリ場の一部破損
- ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・ 九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施
- ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート

- ・生産局畜産部課長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
- ・農業土木技術職員6名（農村振興局1名、関東農政局1名、東海農政局1名、近畿農政局3名）を九州農政局に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員2名（林野庁2名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施

7 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計4回）
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について通知を发出
- ・被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を发出
- ・熊本県内の農協・漁協等に対し、共済金（JA共済・JF共済）の支払いや共済掛金の払込等について、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう通知を发出
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長をするため告示改正することとし通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協組織に対し通知を发出
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置を実施

等

熊本県を震源とする地震の被害・対応状況について（第25報）

（4月25日（月）14：00時点）

平成28年4月25日
経済産業省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気】

●九州電力管内

・停電 : 4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。大規模な土砂崩れにより送電が困難となっている阿蘇市、高森町、南阿蘇村においては、全国から手配した電源車の活用により通電中。

一停電戸数 : 0戸

※風雨の影響等により、今後も一時的な停電が発生する可能性がある。

<経済産業省の対応>

・4月18日、九州電力から、熊本県全市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、電気料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可。

【ガス】

●西部ガス管内

・供給停止戸数 :

熊本県熊本市周辺で約66,000戸（25日（月）11:00時点）

【25日（月）6:00時点 約68,000戸】

・重要設備（役場、避難所、病院、福祉施設等）・生活支援設備への供給の状況 :

17日、日本ガス協会に対して応援派遣を求め、ガス供給車（移動式ガス発生設備）を活用するよう要請。25日6:00時点で医療施設等の26施設に臨時供給中。これを含め、行政施設、体育館、医療施設、ホテル等の71施設について供給再開済み。

・復旧見込み :

21日から地域ごとの復旧見通しを策定し公表（最新の復旧見通しは、別紙13-2参照）。当初の見通し（26日までに最大供給停止戸数（約10万戸）の3割の復旧）よりも前倒して作業を進めており、25日11:00時点で約34%が復旧。引き続き、4月中に最大供給停止戸数の6割の復旧、5月8日までの復旧完了を目指して取組中。

・復旧体制（ガス会社等からの応援等）：

西部ガスは、協力会社を含め、約2,000名の体制を整備。また、全国のガス会社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスを中心）から、約2,600名の復旧応援隊を受け入れ、約4,600名の体制を整備。

また、西部ガスは24時間体制で顧客の開栓要望を受け付け、開栓を実施。

こうした復旧作業と並行して、自治体等からの要請に基づき、カセットコンロについても、2万台を順次提供中であり、うち約1万4,500台を配布済み。

※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

<経済産業省の対応>

・4月18日、西部ガスから、熊本県内の供給区域（熊本市等）における小売料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、ガス料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可。

●簡易ガス（九州全域）

- ・熊本県内全101団地のうち、6団地で供給停止。【21日時点では5団地】
- ・他県は被害情報無し。

●LPガス（九州全域）

（九州全域：2500事業者（うち熊本県434、大分県245））

- ・LPガス輸入基地：異常なし
- ・LPガス充填所：熊本県内にある41箇所の充填所については、全て営業していることを確認済み。
- ・LPガス国家備蓄基地：異常なし
- ・LPガス一般消費者：漏えい火災等の被害情報なし
（※なお、一般的に各家庭に軒下在庫一か月程度あり）
- ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊

【石油】

●被災地の石油需要への対応

（全般）

- ・燃料の応援要請への対応については、4/16 7時43分に石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を発動し、石油連盟において、共同供給オペレーションルームを運用中。
- ・19日から、熊本県内の営業中のガソリンスタンドを資源エネルギー庁及び石油連盟のホームページで公表。情報については毎日更新。
- ・元売各社は熊本県内の全ての発注に対して引き続き配送を実施。県内のガソリン供給問題はほぼ解消。配送時間も概ね平時と同程度に。

（局地的対応）

- ・益城町
- ・町内12ヶ所のSSのうち、7ヶ所が営業中。品薄状態はほぼ解消。

- ・南阿蘇村
- 村内11ヶ所のSSのうち、計5ヶ所が営業中。品薄状態はほぼ解消。
- ・高森町
- 町内6ヶ所のSSのうち、5ヶ所が営業中。品薄状態はほぼ解消。
- ・電源車への燃料供給
- 九州電力、石油連盟、全石連が連携して対応中。阿蘇地区に配置する電源車に関して、燃料供給拠点となるSSの数・ピストン輸送用ミニローリーの台数を大幅に拡充し、安定的な供給体制を確立。

拠点SS : 19、20日 8ヶ所 → 21日 14ヶ所
 ミニローリー : 19日 15台 → 20日 35台 → 21日 44台

●SS関係

一熊本県

- ・全SS（計797）：現時点で9割超（729ヶ所）の稼働を確認
 【24日6:00時点 729ヶ所】
 （うち中核SS（34）：全て稼働を確認）
 （※「中核SS」とは、自治体・自衛隊等緊急車両用優先給油を行うSS）
- ・内閣府災害対策本部から経済産業省に対して、道路寸断等の情勢を踏まえ、緊急車両に対する中核SSによる優先・継続供給について要請あり。経済産業省から石油連盟に対して要請済み。
- ・今後、孤立地域などの支援に必要な緊急車両による燃料供給のロジスティックスについて、万全を期すよう、石油連盟に要請済み。

●石油コンビナート（製油所・油槽所）

- ・通常稼働中

【小売】

●コンビニエンスストア

(1) 熊本県内の状況 (※4/25 14:00 時点、カッコ内は前日の数値)

	合計	営業中	休止中
セブンイレブン	289	288 (288)	1 (1)
ローソン	141	137 (137)	4 (4)
ファミリーマート	163	162 (162)	1 (1)
合計	593	587 (587)	6 (6)
営業店舗の比率	99.0%	(99.0%)	※16日17時時点 74.9%

(2) 営業再開・商品確保の状況

3社社長に対し、直接、①営業の早期再開、②駐車場等を活用した柔軟な販売の実施、③現地店舗への十分な量の配送の確保を要請 (4/16 から 4/20 まで連日)。

〈総論〉

- 4/25(14時現在)は、99.0%の店舗が営業(4/24(6時時点)と同じ)。残る休止中の店舗は、主に阿蘇地域に存在。
- 4/25は、可能な限りの商品量を確保し、4/24と同程度の供給を予定。
- 高速道路等が再開されたことにより、物流が大幅に改善。
- 当省から、3社に対し、仮設トイレの設置等を要請(4/20)。

〈個社の情報〉

○株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- 4/20までに、熊本県内の惣菜工場の4つのうち3つが、操業を再開。
- 福岡県等近隣の工場からも商品を供給。
- 本社から、200人規模の要員を派遣中。
- 4/22には、益城町、西原村の5店舗で、合計30台の仮設トイレを設置。他に140台を確保済。

○株式会社ローソン

- 食品だけでなく、日用品の品揃えを増やし、商品を多様化。
- 本社からの派遣を20人増やし、120人の体制で各店舗の営業を支援。

○株式会社ファミリーマート

- 霧島に水源があり、自社の天然水商品を集中的に熊本県に投入中。
- 本社から、のべ500人程度の要員を派遣中。
- 4/22までに、15店舗で合計38台の仮設トイレを設置。他に50台を確保済。
- 4/26に、八代沖町店の新規開店を予定。

●スーパーマーケット

(1) 熊本県内の状況 (主要各社) (※4/25 14:00 時点、カッコ内は前日の数値)

	合計	営業中	休止中
イオン	27	25 (25)	2 (2)
イズミ	7	5 (5)	2 (2)
サンリブ	20	16 (16)	4 (4)
西友	3	3 (3)	0 (0)
合計	57	49 (49)	8 (8)
営業店舗の比率	86.0% (86.0%)		※16日17時時点 38.6%

(2) 営業再開・商品確保の状況

主要各社に対し、コンビニ各社と同様、①営業の早期再開、②駐車場等を活用した柔軟な販売の実施、③現地店舗への十分な商品量の配送の確保を要請 (4/16 以後随時)。

- 4/25(14 時現在)は、駐車場を活用した販売を含め、86.0%の店舗が営業 (4/24(6 時時点)と同じ)。
- 商品量については、例えば、イオンは、九州南北にある 2 大物流センター等を活用して、九州外からも飲食料品を調達。必要な商品量の確保に努力。
- イオン熊本、イオン宇城、イオン熊本中央、マックスバリュ西熊本、マックスバリュ田崎の 5 店舗で、合計 72 台の仮設トイレを設置。

取扱注意

【参考】

●食品の取扱いの多い小売店

熊本県内の状況（主要各社）

（※4/25 14:00 時点、カッコ内は前日の数値）

	合計	営業中	休止中
コスモス薬品	86	73 (73)	13 (13)
ドラッグイレブン	12	8 (8)	4 (4)
サンドラッグ	8	6 (6)	2 (2)
ダイレックス	27	25 (24)	2 (3)
トライアル	6	5 (5)	1 (1)
ミスターマックス	4	4 (4)	0 (0)
合計	143	121 (120)	22 (23)
営業店舗の比率	84.6%	(83.9%)	

【物資の調達状況】

※4/25（月）13:00 時点

●到着済の案件

日	要請元	物資	数量	全量到着日
4/16	熊本県	簡易マット	2,000	18日
4/16	熊本県	トイレットペーパー	20,000	16日
4/16	熊本県	便袋（凝固剤含む）	20,000	17日
4/16	熊本県	Tシャツ	1,000	17日
4/16	熊本県	ビニールシート	300	19日
4/16	熊本県	紙コップ	6,400	17日
4/16	政府本部	トイレットペーパー	21,000	18日
4/16	政府本部	便袋（凝固剤含む）	170,000	18日
4/16	政府本部	簡易トイレ	4,000	18日 1,289 消防庁が 2,750 調達
4/18	政府本部	簡易トイレ 凝固剤 テント	3,800 7,700 500	22日
4/18	政府本部	簡易トイレ 消耗品類 他	50 200セット	21日
4/18	政府本部	ビニールシート	3,000	21日
4/19	政府本部	簡易マット	1,150	23日
4/19	政府本部	ウェットティッシュ	102,240 パック	23日

4/19	政府本部	ボディシート	10,008	21日
4/19	政府本部	水無シャンプー	3,600	21日
4/19	政府本部	下着	200,492	22日
4/19	政府本部	ガスコンロ	1,000	19日
4/19	政府本部	ガスボンベ	2,000	19日
4/20	政府本部	パーテーション	400	21日
4/20	政府本部	ビニールシート	2,500	21日
4/20	政府本部	ウェットティッシュ	12,000	22日
4/20	政府本部	トイレトペーパー	24,000	23日
4/20	政府本部	消臭剤	182	22日
4/20	政府本部	トイレクリーナー	6,000	22日
4/20	政府本部	懐中電灯	600	22日
4/20	政府本部	単三乾電池 単一乾電池	6,000 1,200	22日
4/21	政府本部	パーテーション	500	23日
4/21	政府本部	介護ベッド	50	21日
4/21	政府本部	段ボール製簡易ベッド	1,200	24日
4/21	政府本部	テレビ	22	24日
4/22	政府本部	タブレット型端末	1,000	24日
4/19	政府本部	歯磨きシート	2,300	23日

●進行中の案件

日	要請元	物資	数量	状況
4/19	政府本部	液体歯磨・洗口液	720	23日到着済(確認中)
4/19	政府本部	基礎化粧品(化粧水等)	95,078	39,248は23日に到着済。 22日に48,030発送済、25 ~27日到着予定。 残りは23日発送済。
4/19	政府本部	カーペット	1,522	25日から発送予定。
4/19	政府本部	タイルカーペット	1,270セツ	23日までに950到着済。 残り320は23日に発送 済、25日到着予定。
4/20	政府本部	仮設トイレ	500棟	24日までに240到着済。 120を25日発送予定。 残り140は内閣府と調整 中。
4/20	政府本部	ペーパータオル	44,000	23日までに6,300到着 済。25日までに34,356 到着済み。 残り1,344は25日に発送 予定。

4/20	政府本部	ハンドソープ本体及び 詰め替え	79,200 49,200	21日に全量発送済、23日に本体7200、詰め替え1200到着済。残りは25、26日に到着予定。
4/20	政府本部	サニタリーボックス	200	手配中。
4/20	政府本部	エチケット袋	18,000	25日に発送予定。
4/20	政府本部	携帯充電器	1,800	25日に1,100発送予定。残り手配中。
4/21	政府本部	便座（和洋アダプタ）	400	手配済。25日16:00に発送予定。
4/21	政府本部	たたみ	調整中	内閣府と調整中。別途、業界団体が1,700を手配し、うち950は提供済。
4/21	政府本部	レジャーシート等	3,000 60巻	22日に2,000枚到着済。残り1,000枚及び60巻は22日発送済。
4/22	政府本部	ブルーシート	1,800	23日1,300到着済。残り500は25日出荷予定。
4/23	政府本部	土嚢袋	44,000	10,000は確保済、25日発送予定。残りは手配中。
4/23	政府本部	ヘルメット	150	25日以降発送予定。
4/23	政府本部	ブルーシート	25,200	2,000は25日以降発送予定。残りは手配中。
4/23	政府本部	タオル	500	手配中
4/23	政府本部	ビニール手袋	2,000	手配中
4/23	政府本部	ビニール袋	33,300	手配中。1,300は確保済、25日以降発送予定。
4/23	政府本部	除菌スプレー	500	手配中
4/23	政府本部	歯磨きセット	500	手配中
4/23	政府本部	シャンプー	3,100	手配中
4/23	政府本部	リンス	3,100	手配中
4/23	政府本部	ボディソープ	3,000	手配中
4/23	政府本部	授乳ブラジャー	200	手配中
4/23	政府本部	ラップ	200	手配中
4/23	政府本部	紙コップ	10,000	6,500は到着済。残りは3,500は手配中。
4/23	政府本部	紙皿	10,000	手配中
4/23	政府本部	ガムテープ	100	手配中
4/23	政府本部	マスク	5,000	手配中

4/23	政府本部	マットレス	確認中	詳細確認中
4/23	政府本部	カーテン・カーテンレール	30	手配中
4/23	政府本部	間仕切り用段ボール	200	手配中
4/23	政府本部	使い捨てカイロ	8,640	手配中
4/23	政府本部	下着	16,800	詳細確認中
4/23	政府本部	耳栓	500	手配中
4/23	政府本部	ロープ	210	手配中
4/23	政府本部	割り箸	65,500	手配中
4/23	政府本部	ホワイトボード	4	手配中
4/23	政府本部	電気ポット	60	手配中
4/23	政府本部	ジャッキ	20	手配中
4/23	政府本部	単二乾電池 単三乾電池	1,000 1,000	25日以降発送予定。
4/23	政府本部	住居用紙製ワイパー	100	手配中
4/23	政府本部	モップ	100	手配中
4/23	政府本部	バケツ	100	手配中
4/23	政府本部	雑巾	100	手配中
4/23	政府本部	ほうき	100	手配中
4/23	政府本部	ちりとり	100	手配中
4/23	政府本部	軍手	1,000	手配中
4/23	政府本部	消臭スプレー	530	手配中
4/23	政府本部	身体用消臭剤	100	手配中
4/23	政府本部	仮設トイレ用消臭液	500	手配中
4/23	政府本部	長靴	331	手配中
4/23	政府本部	レインコート	380	手配中
4/23	政府本部	コーン	150	28日発送予定
4/24	政府本部	油吸着剤	1,000	手配中
4/23	政府本部	土嚢袋	1,000	手配中
4/24	政府本部	ラバーカップ	10	手配中
4/24	政府本部	生理用品	100	手配中
4/24	政府本部	歯磨きセット	5,000	手配中
4/24	政府本部	紙皿(深め)	1,000	手配中
4/24	政府本部	塩素系漂白剤	11	手配中
4/24	政府本部	台所用漂白剤(噴霧タイプ)	200	手配中
4/24	政府本部	レインコート	100	手配中
4/24	政府本部	紙コップ	3,500	手配中
4/24	政府本部	プラスチックスプーン	5,000	手配中
4/24	政府本部	布テープ	20	手配中
4/24	政府本部	箱ティッシュ	50	手配中
4/24	政府本部	トイレットペーパー	1,400	手配中
4/24	政府本部	ペーパータオル	20,400	手配中

取扱注意

4/24	政府本部	パーテーション	2,100	手配中
4/25	政府本部	水タンク (大)	60	確保済、28日以降発送予定
4/25	政府本部	水タンク (小)	300	確保済、輸送手段調整中

合計：延べ105件（うち、32件は全数量到着済）

【サプライチェーン（自動車）】

<トヨタ自動車>

- トヨタ自動車九州（福岡県宮若市等／完成車及び部品工場）は、地震の影響を受け、4/15（土）及び4/16（日）の稼働を停止。
- 4/17（日）、トヨタ自動車は、トヨタ自動車九州のみならず、4/18（月）から段階的に国内の完成車組立てラインの過半の稼働を停止することを発表。
- 4/20（水）、トヨタ自動車は、一部の工場を除き、4/25（月）以降段階的に稼働する旨発表。
- 5/6（金）以降の稼働については4/27（水）に判断予定。
- 生産台数への影響はトヨタ社内で精査中。

<ダイハツ工業>

- ダイハツ九州中津工場（完成車）及び久留米工場（エンジン）は、4/16（土）に地震により稼働を停止。
- その後の確認により、工場自体には地震の影響は無かったものの、サプライヤーからの部品の供給状況を踏まえ、4/18（月）から4/22（金）まで稼働停止を決定（4/17）。
- 4/22（金）、4/25（月）～28日（木）の全日程で稼働する旨発表。
- 5月以降の稼働については、今後、部品の供給状況等を見ながら判断。

<本田技研工業>

- 本田技研工業熊本製作所（熊本県大津町（おおづまち）／二輪車完成車工場）は、4/14（木）夜から地震により稼働を停止。
- 工場建屋内の被害状況や、被災した部品メーカーからの部品の供給状況などを踏まえ、4/28（木）まで稼働停止を決定。その後の生産予定については、工場の修復および部品供給の状況を見ながら判断。

<アイシン九州>

- 自動車のドア部品やエンジン部品を製造するアイシン九州（熊本市）は、地震により4/15（金）より稼働を停止。
- 現在も余震が続いており、工場建屋内の被災状況が完全に確認しきれていない状況。また、仕入先のうち2社について再開の目処が立っていない。
- こうした状況のため、現時点では供給再開の目処が立っていない。特に一部のドア部品について国内シェア第1位であり、完成車工場の稼働停止への影響が大きい。

<ルネサス セミコンダクタ マニュファクチュアリング>

- 車載用半導体を製造する川尻工場（熊本市南区）が15日（金）から稼働停止。22日（金）から一部工程において生産再開。

<三菱電機パワーデバイス製作所>

- 自動車用パワー半導体等を製造する熊本工場（合志市（こうしし））が14日（木）夜から稼働停止。5月9日（月）の一部生産再開を目指して活動を展開。

【中小企業等】

○平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関して熊本県内全域に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施、③セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）の実施の決定、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。

また、窓口における親身な対応や資金の円滑な融通等を要請する通知文書を、中小企業庁及び財務省の連名で、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫に対して、中小企業庁名で全国信用保証協会連合会に対して発出。（4月15日）

○大分県の日本政策金融公庫の支店、商工中金の支店、大分県信用保証協会、大分県の各商工会議所、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会の相談窓口体制を整備。商店街については、全国商店街振興組合連合会に整備。（4月18日）

○下請法上の留意点（Q&A）について、製造局等において所管団体へ周知を実施（4月15日）

○下請取引対策として、全国48か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置（4月18日）。

○中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置。

・ 中小企業庁次長及び担当課長他2名を現地向けて派遣。（4月18日）

・ 19日（火）は、熊本県庁に訪問した後、健軍商店街、熊本総合鉄工団地、熊本商工会議所、熊本県商店街振興組合連合会、商工中金熊本支店を視察。20日（水）は熊本県よろず支援拠点、託麻商工会、熊本県信用保証協会、日本政策金融公庫熊本支店、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会を視察。

・ 視察と同時に、被災地域で利用可能な中小企業者向けの支援策をまとめたハンドブックを現地で配布（4月19日～）。20日夜、他省庁施策も含めた第二版を発行し、支援機関・関係団体等を通じて被災地域に配布。

・ 中小企業関係機関と、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有と意見交換を行うため、林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催予定。（4月25日）

○小規模企業共済災害時貸付について、貸付金利の無利子化、貸付限度額の引上げ、償還期間の延長及び据置期間の設定等、危急の事業資金の確保のための支援を拡充。（4月20日）

- (独) 中小企業基盤整備機構において、被災中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた支援を行うための現地拠点として、「中小企業復興支援センター熊本」をくまもと大学連携インキュベータ内に開設。各種支援策や経営に関する相談に無料で応じる。(4月21日)
- 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書(①非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請、②同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告、③同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請)について、提出期限内に提出できない事業者に対する期限の延長を措置(4月21日)
- 公募中であった、小規模事業者持続化補助金、地域創業促進支援事業、地域・まちなか商業活性化支援事業、中小企業活路開拓調査・実現化事業について、災害救助法適用地域の事業者に対し、公募期間を延長。(4月22日)
- 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合に対し、法律で義務付けられている総会または総代会の開催について、熊本地震の影響により定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない場合でも柔軟に対応する旨通知。(4月22日)
- 災害救助法適用地域の事業者には対しては被災状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう、共済事業を行う事業協同組合及び協同組合連合会に要請。(4月22日)
- 熊本県よろず支援拠点において、専門家による被災中小企業・小規模事業者の事業回復に向けた特別相談対応(当分の間、土日祝日も受付)を開始。(4月22日)
- 今般の地震が「激甚災害法」に基づく激甚災害に指定されたことを踏まえ、被災中小企業等に対し、①政府系金融機関による災害復旧貸付の金利引下げ、②一般保証とは別枠の災害関係保証の適用といった特例を措置。(4月25日)
- 特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」(TEL03-3581-1101:内線5000, 5100, 5200)を開設(4月22日18時時点で相談件数14件)。各国・地域の知財庁に対しては、外国出願等の所定の手続や連絡ができなかった日本出願人及び代理人に対する救済措置を要請中(4月21日時点で131庁・機関に要請済み)。HPにおいて、各国における救済措置についての情報を提供(4月21日掲載済み)。(独)INPIITは、被災した熊本県の知財総合支援窓口(※)のサービス業務の一時停止と、電話による代替の「臨時知財総合支援窓口」(TEL03-3581-3446)の開設等を実施(4月18日)。
※受託先は熊本県工業連合会で、施設は熊本県産業技術センターに入居。
- 輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続を行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用(許可書の再発行等)を行う。(4月20日午後)当省貿易管理HPで通知
※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

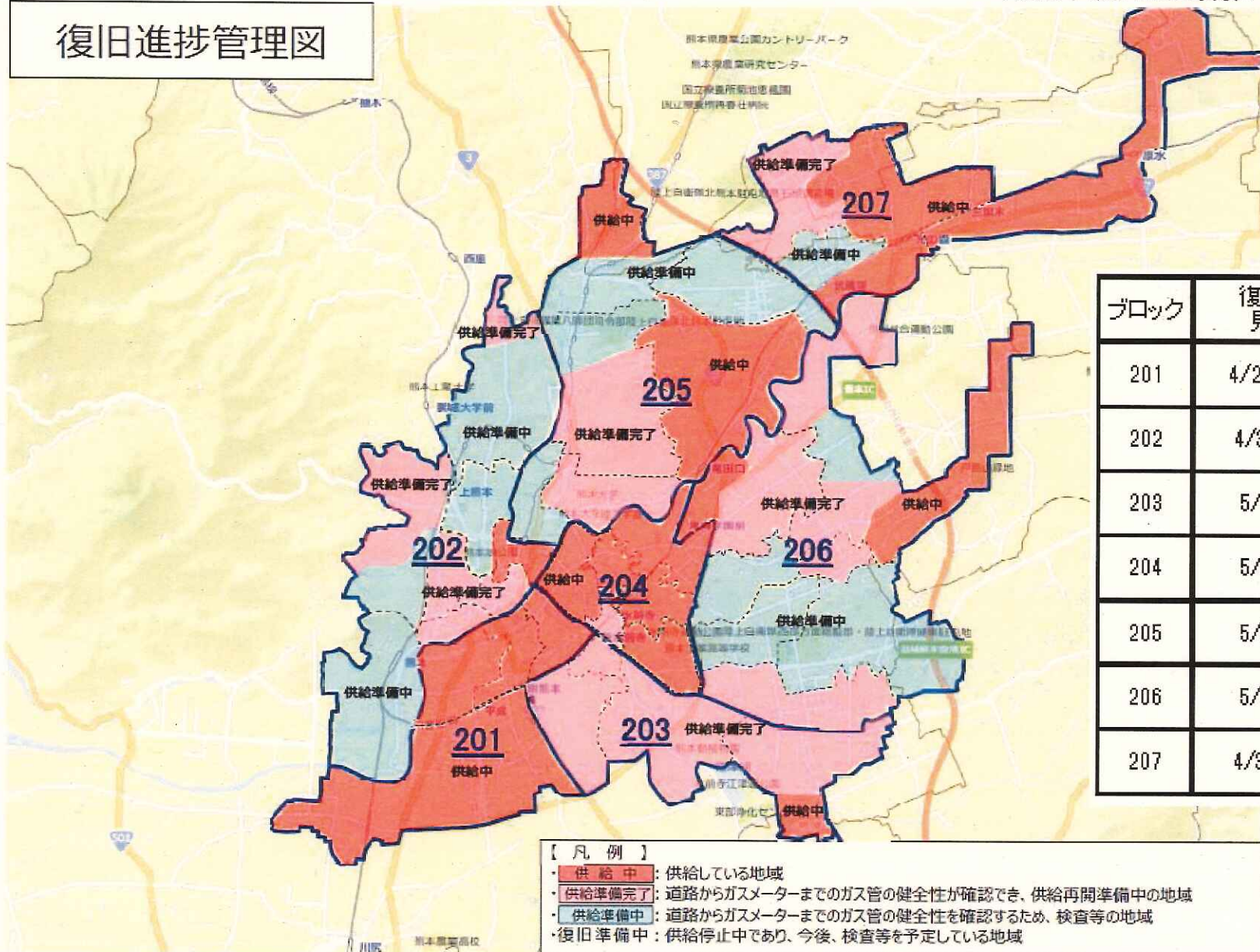
【その他】

- 防災連絡会議を設置（4月14日）
- 防災連絡会議を開催（4月15日）
- 緊急災害対策本部を設置（4月16日）
- 熊本県への派遣：経済産業省（本省、九州経済産業局及び九州産業保安監督部）から熊本県へ33名を派遣（4月25日14:00）

平成28年熊本地震に伴うガス復旧見通し（西部ガス管内）

平成28年4月24日18時現在

復旧進捗管理図



ブロック	復旧完了見込み
201	4/25～4/26
202	4/30～5/4
203	5/1～5/3
204	5/4～5/8
205	5/2～5/4
206	5/2～5/4
207	4/30～5/4

- 【凡例】
- ・ **供給中**：供給している地域
 - ・ **供給準備完了**：道路からガスメーターまでのガス管の健全性が確認でき、供給再開準備中の地域
 - ・ **供給準備中**：道路からガスメーターまでのガス管の健全性を確認するため、検査等の地域
 - ・ **復旧準備中**：供給停止中であり、今後、検査等を予定している地域

復旧進捗表

凡例 ●:完了
○:実施中

4月24日 12時現在

ブロック	復旧対象件数(千戸)		行政区	復旧状況						復旧完了 見込み※2	
	当初※1	現在(残数)		低圧閉栓 ①	中圧 健全確認	中圧復旧	低圧管検査 ②	低圧管修理 ③	ガス設備検査 ・開栓(復旧)④⑤		
201	010	3.8千戸	0.5千戸	中央区:琴平2(一部)、萩原町、八王寺町(一部)、平成1~3、南熊本3(一部)・5(一部) 南区:荒尾1~3、出仲間1~8、薄場1~3、薄場町、江越1・2、上ノ郷1・2、刈草1~3、幸田2、島町1~5、十禅寺2(一部)・3、田迎1~5、田迎町、近見1~6、近見町、野口1~3、八分字町、日吉1、平田1(一部)・2、平成1・2、馬渡1・2、流通団地1・2、合志2、高町1・2、土河原町 西区:蓮台寺3(一部)	●	●	●	●	●	87.8%	4/25
	020	3.0千戸	0.7千戸	中央区:大江本町、岡田町、九品寺1~4(一部)・5(一部)・6、国府1(一部)・3(一部)、新屋敷1(一部)、菅原町、白山1・2、本荘1(一部)	●	●	●	●	●	78.0%	4/25
	030	2.5千戸	0.2千戸	中央区:九品寺4(一部)・5(一部)、琴平1(一部)・2(一部)、春竹町(一部)、本荘1(一部)・2~4・5(一部)、本荘町(一部)、南熊本1・2・3(一部)・4(一部)・5(一部)、本山町(一部)	●	●	●	●	●	92.5%	4/25
	040	3.7千戸	0.5千戸	中央区:琴平1(一部)、琴平本町、十禅寺1(一部)、春竹町(一部)、本荘5(一部)・6、本荘町(一部)、南熊本4(一部)、迎町1・2、本山1~4、本山町(一部)、弥生町、世安町、慶徳堀町(一部)、通町(一部)、松原町(一部)、 南区:十禅寺2(一部)	●	●	●	●	●	85.3%	4/25~4/26
202	22.3千戸	22.0千戸	中央区の一部 西区の一部 北区の一部	●	●	●	●	○ 44%	1.3%	4/30~5/4	
203	11.2千戸	9.6千戸	中央区の一部 東区の一部 南区の一部 益城郡嘉島町の一部	●	●	●	●	○ 75%	15.0%	5/1~5/3	
204	16.6千戸	11.1千戸	中央区の一部 東区の一部	●	●	●	●	○ 67%	33.1%	5/4~5/8	
205	12.6千戸	10.6千戸	中央区の一部 東区の一部 北区の一部 菊池郡菊陽町の一部 合志市の一部	●	●	●	●	○ 67%	16.1%	5/2~5/4	
206	19.2千戸	16.9千戸	中央区の一部 東区の一部 菊池郡菊陽町の一部 益城郡益城町の一部	●	●	●	●	○ 29%	12.3%	5/2~5/4	
207	5.8千戸	4.8千戸	北区の一部 合志市の一部 菊池郡菊陽町の一部	●	●	●	●	○ 50%	18.2%	4/30~5/4	
	100.9千戸	76.8千戸		4/19完了	4/18完了	4/20完了 53施設	4/23完了	62%	23.9%		

※②③は、4月23日18時時点の情報です。

※1 当初発表の約105,000戸から約4,100戸の空き家等を除いたものです。

※2 復旧完了見込みは、現時点での調査から想定したものであり、現場状況により変更となる可能性があります。特に、ガス管への水の流入がある場合等は、復旧に時間を要するため、復旧完了が遅れる可能性があります。

ブロック別町名一覧

ブロック	行政区・町名	
201	中央区	大江本町、岡田町、九品寺1~6、慶徳堀町(一部)、国府1(一部)・3(一部)、琴平1・2、琴平本町、十禅寺1(一部)、新屋敷1(一部)、菅原町、通町、萩原町、白山1・2、八王寺町(一部)、春竹町、平成1~3、本荘1~6、本荘町、松原町(一部)、南熊本1~5、迎町1・2、本山1~4、本山町、弥生町、世安町
	西区	蓮台寺3(一部)
	南区	荒尾1~3、出仲間1~8、江越1・2、上ノ郷1・2、刈草1~3、幸田2、合志2、島町1~5、十禅寺2(一部)・3、田迎1~5、田迎町、近見1~6、近見町、鷲町1・2、土河原町、野口1~3、薄場1~3、薄場町、八分字町、日吉1、平田1(一部)・2、平成1・2、馬渡1・2、流通団地1・2
202	北区	池田3、打越町、大窪1・2、下硯川1、高平1・2(一部)3(一部)、津浦町、徳王1・2、徳王町、寅町、山室1~3
	中央区	安政町、井川淵町(一部)、板屋町、魚屋町1~3、内坪井町、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上通町、上林町、辛島町、川端町、河原町、京町1・2、京町本丁、草葉町、慶徳堀町(一部)、小沢町、古城町、壺川1・2、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町1~3、呉服町1~3、米屋町1~3、細工町1~5、桜町、下通1・2、島崎1、十禅寺1(一部)、新鍛冶屋町、新市街、新町1~4、新屋敷2(一部)、城東町、水道町、船場町2・3、船場町下、千葉城町、中唐人町、西阿弥陀寺町、西唐人町、二の丸、花畑町、東阿弥陀寺町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、松原町(一部)、南千反畑町、南坪井町、宮内、山崎町、横紺屋町、横手1~3、万町1・2、練兵町
	西区	池亀町、池上町、池田1・2~4、春日1~8、上熊本1~3、京町本丁、島崎2~4・6、新土河原1、田崎1~3、田崎町、田崎本町、出町、戸坂町、二本木1~5、野中1・2、花園1~7、稗田町、八島1・2、八島町、横手1~5、蓮台寺1・2・3(一部)・4・5
	南区	平田1(一部)
203	中央区	出水1~8、江津2、神水1(一部)、神水本町、湖東1、国府1(一部)・2・3(一部)・4、国府本町、八王寺町(一部)
	東区	秋津1~3、秋津町秋田、出水4、江津1~4、神水本町、健軍3(一部)・4・5、湖東1~3、栄町、桜木1・2、下江津1~8、昭和町(一部)、新生1・2、水源1・2、沼山津1~3、東野1~4、東本町(一部)、広木町、南町、若葉1~6
	南区	出仲間9、田井島1、田迎6
204	中央区	大江1~6、帯山1・2・4(一部)、上水前寺1・2(一部)、黒髪2(一部)、神水1(一部)、新大江1~3、新屋敷1(一部)・2(一部)・3、水前寺1~6、水前寺公園、渡鹿1~7、白山3、保田窪1・2
	東区	帯山4、渡鹿8、保田窪2・3(一部)、保田窪本町(一部)
205	北区	麻生田1~5、兎谷1~3、梶尾町、楠1~8、黒髪7、清水岩倉1~3、清水亀井町、清水新地1~7、清水東町、清水本町、清水町、清水万石1~5、新南部5、高平2(一部)・3(一部)、龍田1~9、龍田陣内1~4、龍田弓削1、鶴羽田1~4、鶴羽田町、楡木1~5、乗越ヶ丘、八景水谷1~4、飛田3・4、室園町、山室4~6
	中央区	井川淵町(一部)、北千反畑町、黒髪1・2(一部)・3~8、子飼本町、清水町、坪井1~6、西子飼町、東子飼町、妙体寺町、薬園町
	菊陽町	津久礼(一部)
	合志市	須屋
206	中央区	帯山3・4(一部)・5~9、上京塚町、上水前寺2(一部)、神水2、三郎1、東京塚町
	東区	秋津新町、石原1・2、石原町、榎町、尾ノ上1~4、鹿嶋瀬町、上南部1~4、京塚本町、神園1、健軍1・2・3(一部)、健軍本町、小峯1~4、御領1~5・8、桜木1(一部)・2(一部)・3~6、佐土原1~3、三郎1・2、新外1~4、下南部1~3、昭和町(一部)、新南部2~6、月出1~8、戸島1~3・5、戸島西1~7、渡鹿9、中江町、長嶺西1~3、長嶺東1~4・5・7、長嶺南1~8、錦ヶ丘、西原1~3、八反田1~3、花立1~6、東京塚町、東本町(一部)、東町1~4、保田窪3(一部)・4・5、保田窪本町(一部)、山ノ内1~4、山ノ神1・2、吉原町
	益城郡	古閑、広崎
207	北区	龍田弓削2・龍田町弓削、武蔵ヶ丘1・3~9
	大津町	大津町平川、
	菊陽町	久保田、新山1~3、杉並台2、津久礼(一部)、花立1、原水、光の森1~7、武蔵ヶ丘1~3、武蔵ヶ丘北1~3
	合志市	幾久富、栄、豊岡、福原

中小企業を応援します

ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト）で最新の支援情報をお届けしています

ミラサポ
未来の企業★応援サイト

ミラサポ

検索



中小企業者向け支援策 ガイドブック ver.03

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧、再開に向けて、立ち上げる際のお力になれるよう、最大限努力してまいります。

中小企業者向け支援策などの情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、施策内容の追加などの可能性もございますので、最新の施策内容については、各施策などの窓口にご確認ください。

平成28年4月25日

中小企業庁

＜目次＞

支援施策	内容	ページ
1. 特別相談窓口の設置	日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「特別相談窓口」を設置しています。	4～6
2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減	被災中小企業の既往債務(借入金)について、返済猶予など条件変更に柔軟対応するよう、金融機関等へ要請しています。	7
3. 災害復旧貸付	事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度を用意しています。	8
4. セーフティネット保証4号、災害関連保証等	金融機関から経営の安定に必要な資金の借入れを行う場合、信用保証協会が保証します。	9
5. 小規模企業共済制度の特例措置(特例災害時貸付)等	小規模企業共済に加入されている方に、無利子の特例災害時貸付や掛金納付期限の延長等を用意しています。	10、11
6. 下請けかけこみ寺に「特別相談窓口」の設置	中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請けかけこみ寺」において、新たに、地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。	12
7. 下請け事業者との取引について親事業者への要請	下請事業者に一方向的に負担を押しつけることのないよう、また、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が今後事業活動を再開させる場合等にできる限り従来の取引関係を継続するなどについて、関係団体を通じ親事業者に要請しています。	13
8. 失業手当の特例と休業手当を支払う場合の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職をする場合一時的に離職を余儀なくされた方(雇用予約がある場合も含みます)が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。 ・地震に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。(通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うところ、直近1か月に短縮する特例を実施しています。 	14、15
9. 国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長等	被災された方には、国税・地方税の申告・納付等の期限の延長、所得税の減免、納税の緩和等の措置が適用されます。	16～19

支援施策	内容	ページ
10. 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限の延長	平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害による多大な被害を受けたことにより、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書を提出期限内に提出できない方におかれましては、その期限を延長します。	20
11. 平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤルの設置(民間金融機関とのお取引に関してのお問い合わせ)	金融サービス利用者相談室においては、平成 28 年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等のお取引に関するご相談等への対応のため、「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を開設しました。	21
12. 金融機関等における特別措置	各種手続きに必要な提出資料の簡便化や払戻し・支払時等に迅速・柔軟な対応等を行うよう、金融機関等へ要請しています。	22
13. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(個人事業主向け)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることが出来ます。特定調停手続により財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。	23
14. 現在公募中の補助金に関する災害救助法適用地域の事業者の公募期間の延長	中小企業庁では、現在公募中の以下の補助金について、平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の事業者について公募期間を延長します。	24
15. 中小企業団体関係法令に基づく総会、総代会の開催時期の対応について	平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震により商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合において、総(代)会が開催できない場合であっても、その状況が解消された時点で開催すれば、不利益な取扱いはしないこととしました。	25
16. 経営に関するお悩み相談	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な経営課題に対してワンストップで対応する相談窓口を設置しています。また、課題内容に応じて、専門家を派遣します(3回まで無料)。 ・熊本市に、(独)中小企業基盤整備機構の現地拠点を設置しています。 	26,27
17. 商店街アドバイザーの派遣	・商店街が抱える課題に対して、(株)全国商店街支援センターが専門家を派遣します(原則、3回まで無料)。	28
18. ネットでのご連絡(平成28年熊本地震で被災された皆さまへ)	中小企業庁など関係機関では、被災された中小企業者の皆様への支援策や相談窓口などを掲載した特設サイトを開設しています。最新情報を入手できます。	29

1. 特別相談窓口の設置(熊本県)

熊本県の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「特別相談窓口」を設置しております。また、商店街からの相談については、全国商店街振興組合連合会において対応します。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

◇ 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る熊本県における災害に関しての特別相談窓口

機関名	支店名	事業種別	電話番号(事務番号)
日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	096-353-6121
日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	096-532-5195
商工中金	熊本支店		096-352-6184
商工中金			0120-542-711(休日)
熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本商工会議所			096-354-6688
八代商工会議所			0965-32-6191
荒尾商工会議所			0968-62-1211
人吉商工会議所			0966-22-3101
水俣商工会議所			0966-63-2128
本渡商工会議所			0969-23-2001
玉名商工会議所			0968-72-3106
山鹿商工会議所			0968-43-4111
牛深商工会議所			0969-73-3141
日本商工会議所			03-3283-7110
熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
全国商工会連合会			03-6268-0085
全国中小企業団体中央会			03-3523-4902
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
(独)中小企業基盤整備機構	九州本部		092-263-1500
(独)中小企業基盤整備機構	南九州事務所		099-219-7882
九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447

1. 相談窓口の設置(大分県)

大分県の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「相談窓口」を設置しております。また、商店街からの相談については、全国商店街振興組合連合会において対応します。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

◇ 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る大分県における災害に関する相談窓口

機関名	所在地	担当部署	電話番号
日本政策金融公庫	大分支店	中小企業事業	097-532-4106
日本政策金融公庫	大分支店	国民生活事業	097-535-0331
日本政策金融公庫	別府支店	国民生活事業	0977-25-1151
商工中金	大分支店		097-534-4157
大分県信用保証協会	保証一課		097-532-8246
大分県信用保証協会	保証二課		097-532-8247
別府商工会議所			0977-25-3311
大分商工会議所			097-536-3131
中津商工会議所			0979-22-2250
日田商工会議所			0973-22-3184
佐伯商工会議所			0972-22-1550
臼杵商工会議所			0972-63-8811
津久見商工会議所			0972-82-5111
豊後高田商工会議所			0978-22-2412
竹田商工会議所			0974-63-3161
宇佐商工会議所			0978-33-3433
大分県商工会連合会			097-534-9507
大分県中小企業団体中央会			097-536-6331
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
(独)中小企業基盤整備機構	九州本部		092-263-1500
九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447

1. 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口

▶ 日本政策金融公庫

平日	熊本支店	中小企業事業	電話番号	096-352-9155	(9時~17時)
	熊本支店	国民生活事業	電話番号	096-353-6121	(9時~17時)
	八代支店	国民生活事業	電話番号	096-532-5195	(9時~17時)
	大分支店	中小企業事業	電話番号	097-532-4106	(9時~17時)
	大分支店	国民生活事業	電話番号	097-535-0331	(9時~17時)
	別府支店	国民生活事業	電話番号	0977-25-1151	(9時~17時)
土日祝日	熊本支店	中小企業事業	電話番号	096-352-9155	(9時~17時)
	熊本支店	国民生活事業	電話番号	096-353-6121	(9時~17時)

▶ 商工組合中央金庫

平日	熊本支店	電話番号	096-352-6184	(9時~19時)
	大分支店	電話番号	097-534-4157	(9時~19時)
土日祝日		電話番号	0120-542-711	(9時~17時)

◇ 資金繰り(保証制度)の申し込み、ご相談窓口

- ▶ 熊本県信用保証協会

平日	電話番号	096-375-2000	(9時~17時15分)
土日祝日	電話番号	096-375-2000	(9時~17時)

- ▶ 大分県信用保証協会

平日	保証一課	電話番号	097-532-8246	(9時~17時15分)
	保証二課	電話番号	097-532-8247	(9時~17時15分)

◇ 小規模企業共済に関するご相談窓口

▶ (独)中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日	電話番号	050-5541-7171	(9時~19時)
土曜日	電話番号	050-5541-7171	(10時~15時)
日曜祝日	電話番号	03-5470-1559	(10時~15時)

2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減 (日本公庫・商工中金・保証協会)

日本政策金融公庫、商工中金及び信用保証協会が、返済猶予などの既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被災を受けた中小企業者の実情に応じて対応します。

日本政策金融公庫、商工中金での対応

返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

信用保証協会での対応

返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等に柔軟に対応します。また、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

お申し込み先

日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会にお申し込みください。
窓口連絡先は P6をご覧ください。

2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減

災害の状況、応急資金の需要等を踏まえて、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう九州財務局・日本銀行熊本支店から各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)へ要請しています。

3. 災害復旧貸付(熊本県) (日本公庫、商工中金)

対象者 災害により被害を被った中小企業者(熊本県に事業所を有する者)

金利 (いずれも平成28年4月15日現在、貸付期間5年の場合)

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 基準利率 1.30%
 - 国民生活事業 → 基準金利(災害貸付) 1.40%
- 商工組合中央金庫 → 所定の利率(相談の上決定)

また熊本県全域が激甚災害指定されたことを受け、直接被害を受けた中小企業者に対して貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げます(貸付後3年間)。

貸付限度額

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円
(代理貸付:7,500万円)
 - 国民生活事業 → 各貸付制度の限度枠に上乘せ3,000万円
(代理貸付:1,500万円)
- 商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円

貸付期間

設備資金・運転資金とも10年以内(据置期間2年以内)

※日本政策金融公庫国民生活事業においては、上記は普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)。日本政策金融公庫中小企業事業においては、設備資金においては15年以内(据置期間2年以内)。

担保特例

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)
→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱います。

お申し込み先

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお申し込みください。
窓口連絡先はP6をご覧ください。

4. 信用保証協会制度(熊本県)

【セーフティネット保証4号、災害関係保証等】

信用保証協会では、熊本地方の地震により事業に影響が生じている方向けに以下の制度を実施しております。

1.【売上の減少等一定の影響を受けた方(セーフティネット保証4号)】

本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者(直接的な被害を受けた方に限りません)

- (イ) 熊本県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります

対象となる資金の使途 経営の安定に必要な資金

2.【事業用資産に倒壊・火災等直接的な被害を受けた方(災害関係保証)】

平成28年4月25日激甚指定により措置。4月26日施行予定。

本制度の対象者

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方※お申し込みの際には市町村等が発行する罹災証明書が必要となります

対象となる資金の使途 事業の再建に必要な資金

1.2. 両制度共通の制度内容

- ①保証限度額 無担保8千万円、最大2億8千万円
※一般保証と別枠、融資額の全額を保証
- ②保証料率 信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ③保証期間 個別に信用保証協会とご相談ください
- ④保証人 原則第三者保証人は不要

また、当面の資金繰りを短期資金にてスピーディに支援するための制度として、熊本県信用保証協会において震災支援短期資金を実施しております。同制度の期間内に、再建に向けた事業展開をご検討いただき、長期的な支援につなげることが出来ます。

信用保証協会窓口にご連絡いただければ、皆様の状況に適した制度、ご支援のご紹介をいたしますので、お問い合わせ下さい(窓口連絡先はP6をご覧ください)。

5. 小規模企業共済制度の特例措置 (特例災害時貸付)等

1. 特例災害時貸付の創設(災害救助法適用地域の共済契約者)

今般の地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において次のとおり、災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します(なお、4月14日以降に災害時貸付を受けられた共済契約者については遡って当該措置を適用します)。

- (1) 貸付利率：無利子
- (2) 貸付限度額：2,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて3,000万円までです。)
- (3) 償還期間：①貸付金額が500万円以下の場合は4年
②貸付金額が505万円以上の場合は6年
- (4) 据置期間の設定：据置期間12ヶ月
- (5) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (6) 担保、保証人：不要

2. 「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の拡大(全国の共済契約者)

「災害時貸付」

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- ① 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ② 当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

「緊急経営安定貸付」

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響により、1ヵ月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会から受けていることが必要となります。

上記の貸付要件は次のとおりです。

- (1) 貸付限度額：1,000万円(ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内(50万円以上で5万円の倍数となる額)です。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて2,000万円までです。)
- (2) 貸付利率：年0.9%(平成28年4月25日現在)
- (3) 貸付期間：①貸付金額が500万円以下の場合は3年
②貸付金額が505万円以上の場合は5年
- (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人：不要

5. 小規模企業共済制度の特例措置

5. 小規模企業共済制度の特例措置

(特例災害時貸付)等

3. 掛金の納付期限の延長等(災害救助法適用地域の共済契約者)

災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額額の減額のいずれかをお選びいただけます。小規模企業共済制度を運営する(独)中小企業基盤整備機構から、ご確認の連絡をいたします。

- ① 掛金の納付期限の延長:掛金の納付期限を最大6ヵ月延長し、この期間の掛金の納付(掛金請求)を停止します。
- ② 掛金の掛止め:掛金の納付を一定期間(6ヵ月または12ヵ月)停止します。
- ③ 掛金月額額の減額:掛金月額額は、1,000円から70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選択できます。

4. 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除(災害救助法適用地域の共済契約者)

平成28年4月14日時点で契約者貸付を受けている方は、原則として延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。

なお、償還期日後1年以内に返済または借換えの手続きをしていただくこととなります。

5. 共済金等の請求書類関係の省略(災害救助法適用地域の共済契約者)

印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合や、個人事業の廃止で官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

窓口連絡先はP6をご覧ください。

6. 下請かけこみ寺に「特別相談窓口」の設置

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、親事業者の工場が操業を停止したため納品ができない、といった下請事業者の取引上の様々な影響が生じる恐れがあります。このため、中小企業庁では、全国 48 か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置しました。

特別相談窓口の設置

- (1) 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」において、新たに、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。
- (2) 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しており、
フリーダイヤル 0120-418-618
におかけいただければ、お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。
- (3) ただし、熊本県の下請かけこみ寺では当分の間対応が困難なことも想定されます。こうした場合には、
（公財）全国中小企業取引振興協会「下請かけこみ寺本部」
電話番号：03-5541-6655 において対応をいたします。

相談内容

- (1) 親事業者の操業停止や震災の影響に伴って一方的に負担を押しつけられたなどの取引上の問題について、広くご相談を受け付けます。
- (2) なお、地震発生に伴う下請取引等への影響に関しては、東日本大震災の際に、公正取引委員会が Q&A を作成しておりますのでご参照ください。

○東日本大震災に関連する Q&A

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23.jishinqa.html>

7. 下請け事業者との取引について 親事業者等への要請

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、九州地域において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請け業者に広がる可能性があります。

経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、下請け業者に一方的に負担を押しつけることのないよう、また、今回の地震によって影響を受けた下請け事業者が今後事業活動を再開させる場合等にできる限り従来の取引関係を継続するなどについて、関係団体を通じ親事業者に要請しています。

下請け事業者との取引について次のとおり要請しています。

- (1) 経済産業大臣名(他省庁所管の業界については主務大臣との連名)で、業界団体代表者(864 団体)に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の地震の発生を理由として、下請け業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請け事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

- (2) (公財)全国下請中小企業取引振興協会の会長及び都道府県下請企業振興協会の理事長あて、今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対し、優先的に取引あっせんを行うこと等を要請しています。

(要請事項)

- ① 下請けこみ寺において、今回の地震に伴う中小企業からの取引上の相談に対して、きめ細かく対応すること
- ② 今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対して、優先的に取引あっせんを行うこと
- ③ 要請内容の周知に加え、被災地域の都道府県下請企業振興協会から提供される被災中小企業の操業状況等の情報の周知に御協力いただくこと

8.失業手当の特例と休業手当を支払う場合の 助成金

事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方(雇用予約がある場合も含まれます)が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- (1) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- (2) 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

<雇用保険失業給付の特例>

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事務所に雇用される方で、事務所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- (1) 労働者に支払った休業手当相当額の2/3(中小企業の場合)を助成します。
- (2) 例えば、以下のような場合に使うことができます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合
 - ・ 風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合

<雇用調整助成金の特例>

なお、4月22日に「平成28年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策」として、雇用調整助成金の要件緩和を行い、通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うところ、直近1か月に短縮する特例を実施(4月14日以降分について遡及適用可)しています。

8.失業手当の特例と休業手当を支払う場合の 助成金(熊本労働局管内ハローワーク一覧表)

① 事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合 【雇用保険特例措置】

労働局	住所	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町 2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府 771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中 1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町 16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下陸摩瀬町 1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋 266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町 3-2-1	0966-62-8609

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合 【雇用調整助成金】

労働局	住所	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業対策課分室	〒860-0051 熊本市西区二本木 2-7-2 ヴァール熊本駅前 2 階	096-312-0086

9. 国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長等 (国税)

熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置について

1. 熊本地震災害における地域指定による期限延長については、平成 28 年 4 月 22 日付で熊本県を指定して行われており、熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。(手続きは不要です。)

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

2. また、熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

(注) 熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討してまいります。

国税に関する申告・納付等の期限延長以外の措置について

上記の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害にあった場合の税制上の措置として、①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがありますので、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

参考

- 平成 28 年 4 月の熊本地震災害により被害を受けられた方の税務上の措置(手続)FAQ

<http://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/pdf/joho05.pdf>

問い合わせ先

熊本県における国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

9. 国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長等 (税務署所在地・案内)

▶ 熊本県

市町村	電話番号	管轄地区
阿蘇	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土(うと)	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿(やまが)	0968-44-2181	山鹿市

▶ 大分県

市町村	電話番号	管轄地区
宇佐	0978-32-0360	豊後高田市 宇佐市
臼杵(うすき)	0972-63-8522	臼杵市 津久見市
大分	097-532-4171	大分市 由布市
佐伯(さいき)	0972-22-0910	佐伯市
竹田	0974-63-3141	竹田市
中津	0979-22-3111	中津市
日田(ひた)	0973-23-2136	日田市 玖珠郡
別府	0977-23-2111	別府市 杵築(きつき)市 国東市 東国東郡 速見郡
三重	0974-22-1015	豊後大野市

9. 国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長等 (地方税)

被災納税者に対する地方税の減免措置等について

総務省から4月21日付けで各都道府県に対して以下のように通知されております。各都道府県・市区町村の対応につきましては、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

○平成 28 年(2016 年)熊本地震による被災納税者に対する減免措置等について

このたびの平成 28 年(2016 年)熊本地震による被災納税者に対しては、関係地方団体において、既に各般にわたる救済措置が講じられつつあると思いますが、被災した納税者に対する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等について、適切に運営されるようご配慮願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づくものです。

県税の申告、納付等の期限の延長について(4月22日時点)

○熊本県

熊本県は、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの(審査請求は除く。)の提出期限と、納付もしくは納入期限の延長を行いました。期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めることとしています。

【期限の延長の対象】

- ・県内に住所を有する方
- ・県内に主たる事務所、事業所等を有する方

※ 期限の延長を受けるための手続は不要です。

(注)以下の県税については、今回の期限の延長の対象外

- ・個人の県民税、自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税

9. 国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長等 (地方税)

地方税に関する申告・納付等の期限延長以外の措置について

前頁の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害により被害を受けられた場合、地方税に係る軽減や免除、猶予などの制度が適用されることがありますので、まずは各自治体のホームページをご確認いただき、税務担当の部署へご相談下さい。

問い合わせ先(熊本県)

■ 申告、納付等の期限の延長に関する問い合わせ先

税目	お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
法人県民税・事業税 県民税利子割・配当割・ 株式等譲渡割 県たばこ税 ゴルフ場利用税	県下全市町村	県央広域本部税務部 課税第一課	(096)352-4111	〒880-8570 熊本市中央区南千反畑町4-33
		県央広域本部税務部 課税第二課		
個人事業税 軽油引取税 産業廃棄物税	熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部税務部 課税第一課	(0968)25-4124	〒881-1331 菊池市隈府1272-10
	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市 合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	県北広域本部 総務部 課税課		
	八代市、人吉市、水俣市、 八代郡、葦北郡、球磨郡	県南広域本部 総務部 課税課		
	天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 総務部 税務課		
不動産取得税 狩猟税	熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部税務部 課税第二課	(096)352-4111	〒880-8570 熊本市中央区南千反畑町4-33
	県央広域本部管轄以外の市町村	個人事業税・軽油引取税・産業廃棄物税に関し(県北、県南、天草の各広域本部)		
自動車税 自動車取得税	県下全市町村	熊本県自動車税事務所	(096)368-4300	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

問い合わせ先(大分県)

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	Tel 0977-67-8211
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	Tel 097-506-5771
自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	Tel 097-552-1121
佐伯県税事務所	佐伯市長島町1-2-1	Tel 0972-22-3021
豊後大野県税事務所	豊後大野市三重町市場1123	Tel 0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	Tel 0973-22-4175
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	Tel 0979-22-2920

10. 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限の延長

中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限の延長について

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害による多大な被害を受けたことにより、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書を提出期限内に提出できない方におかれましては、その期限を延長いたします。

延長される具体的な手続

1. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請
2. 同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告
3. 同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請

問い合わせ先

最寄りの地方経済産業局中小企業課までお問い合わせください。

九州経済産業局中小企業課中小企業金融室

電話:092-482-5448(直通)

11. 平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤルの設置 (民間金融機関とのお取引に関してのお問い合わせ)

金融サービス利用者相談室においては、平成 28 年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル

- 受付時間 : 平日10時～17時(電話での受付)
※ファックス、メールは24時間受付
- 電話での受付 : 0120-156-811(フリーダイヤル)
※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- ファックスでの受付 : 03-3506-6699
- メールでの受付 : 28kumamoto@fsa.go.jp
- 文書での受付 : 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

(注)ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10時00分～17時00分の間に、お電話をお返し致します。

受付内容

平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤルでは、当該地震等に関連する金融機関等とのお取引に関してのお問合せ、ご相談を電話やFAX等により受け付けます。

なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

(注)一般の「金融機関とのお取引に関する個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」は、電話番号0570-016811(IP電話からは03-5251-6811)におかけください。

12. 金融機関等における特別措置

九州財務局・日本銀行熊本支店・中小企業庁は、災害の状況を踏まえて、銀行・信用金庫、信用組合、証券会社、保険会社・共済事業を実施する組合等における各種手続きに必要な提出資料の簡便化や、払戻しや支払時等に迅速・柔軟な対応等を行うよう金融機関等へ要請しています。

主な要請内容

銀行・信用金庫・信用組合等

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに際すること。
- ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに際すること。
また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。等

証券会社等

- ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに際すること。
- ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに際すること。等

生命保険会社・損害保険会社・共済事業を実施する組合等

- ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- ・ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。等

問い合わせ先

・お取引のある金融機関等にお問い合わせください。

13. 自然災害による被災者の債務整理 に関するガイドライン(個人事業主向け)

制度概要

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、事業性ローン、リース、住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。

対象者

自然災害(※)の影響によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれるなどの一定の要件を満たした個人の債務者

(※)平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

特徴

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されません。また、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

手続の流れ

- ①最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。このとき、金融機関等から借入の状況などをお聞きします。
- ②「①」の金融機関等からガイドラインの手続着手について同意が得られたら、地元弁護士会などを通じて全国銀行協会に対し「登録支援専門家(※)」による手続支援を依頼します。
※「登録支援専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士の資格を有し、中立公正な立場からガイドラインの手続支援を行う専門家で、その費用は無料となっています。
- ③金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します。
- ④「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類(調停条項案)を作成し、「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へ「調停条項案」を提出します。
- ⑤全ての金融機関等から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます(申立費用は債務者のご負担となります。)
- ⑥特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

お問い合わせ

ローンの借入先にお問い合わせください。

(借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室 0570-017109 又は
03-5252-3772へお問い合わせいただくことも可能です。)

14. 現在公募中の補助金に関する 災害救助法適応地域の事業者の公募期間の延長

中小企業庁では、現在公募中の以下の補助金について、平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の事業者について公募期間を延長します。

事業名	公募期間の延長対象と公募終了日	お問い合わせ先
小規模事業者持続化	災害救助法適用地域の小規模事業者 被災地域の被害状況を踏まえ、改めて決定します。	中小企業庁小規模企業振興課
地域創業促進支援事業	○創業・第二創業促進補助金 災害救助法適用地域の創業者・第二創業者 ○創業支援事業者補助金 災害救助法適用地域の事業者 ○創業スクール 災害救助法適用地域の事業者 被災地域の被害状況を踏まえ、改めて決定します。	中小企業庁創業・新事業促進課
地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)	災害救助法適用地域の商店街等 被災地域の被害状況を踏まえ、改めて決定します。	中小企業庁商業課
中小企業活路開拓調査・実現化事業	災害救助法適用地域の中小企業組合等 被災地域の被害状況を踏まえ、改めて決定します。	中小企業庁経営支援課

お問い合わせ先

・小規模事業者持続化補助金について

中小企業庁 小規模企業振興課 電話 03-3501-2036

・地域創業促進支援事業について

中小企業庁 創業・新事業促進課 電話 03-3501-1767

・地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)について

中小企業庁 商業課 電話 03-3501-1929

・中小企業活路開拓調査・実現化事業について

中小企業庁 経営支援課 電話 03-3501-1763

15. 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う中小企業団体関係法令に基づく総会、総代会の開催時期の対応について

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震により商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合において、総(代)会が開催できない場合であっても、その状況が解消された時点で開催すれば、不利益な取扱いはしないこととしました。

16. 経営に関するお悩み相談

よろず支援拠点

震災に伴い、資金繰りが厳しくなった、顧客離れが続いて困っているなど、様々な経営課題にワンストップで対応する相談窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。ご相談は無料です。是非ご相談ください。

<問い合わせ先>

- 熊本県よろず支援拠点
設置場所: (公財)くまもと産業支援財団内
電話番号: 096-286-3355
- 大分県よろず支援拠点
設置場所: (公財)大分県産業創造機構内
電話番号: 097-537-2837

ミラサポ専門家派遣

よろず支援拠点や、商工会、商工会議所等の支援機関にご相談いただいた際、相談内容によっては、これらの支援機関が「ミラサポ」に登録されている専門家を派遣します。専門家は、3回まで無料で派遣できます。

<問い合わせ先>

- (株)パソナ
電話番号: 03-5542-1685

16. 経営に関するお悩み相談

中小企業復興支援センター熊本

(独)中小企業基盤整備機構では、被災された中小企業・小規模事業者への支援策の紹介や経営相談を行う「中小企業復興支援センター熊本」を設置しました。

相談は無料です。

<問い合わせ先>

設置場所: 中小機構くまもと大学連携インキュベーター内

所在地: 熊本市中央区南熊本3丁目14-3

電話番号: 090-2712-3520

メールアドレス: fukkou-k@smrj.go.jp

受付時間: 10:00~17:00(当分の間、土休日も開設)

17. 商店街アドバイザーの派遣

(株)全国商店街支援センター

(株)全国商店街支援センターは、専門家(数百名規模の商店街よろず相談アドバイザー等)のうち、九州に拠点を置いている 20 名程度の専門家を派遣し、被災された商店街及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。

<問い合わせ先>

所在地:東京都中央区湊1丁目6-11 八丁堀エスワンビル4階

電話番号: 03-6228-3061

メールアドレス: yousei-s@shoutengai-shien.com

18. ネットでのご連絡

平成28年熊本地震で被災された皆さまへ

中小企業庁など関係機関では、被災された中小企業者の皆様への支援策や相談窓口などを掲載した特設サイトを開設しています。こちらのサイトから最新情報を入手できます。

■ 中小企業庁ホームページ 【特設サイト】

中小企業庁が実施する支援策などの情報を掲載しています。



■ ミラサポ(中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト) 【特設サイト】

中小企業庁や厚生労働省、金融庁、国税庁など政府が実施している支援策をまとめて分かりやすく掲載しています。



■ 首相官邸ホームページ

熊本地震被災者の皆さまへ政府応援情報

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



平成28年熊本地震についての国土交通省の対応状況

国土交通省の主な対応状況

(1) 住環境

■二次的避難所の確保

- ・全旅連等に九州全域の旅館・ホテルへの被災者の受入れを要請。全旅連は、他県の宿泊施設についても、熊本県からの要請があり次第、受入用意あり。
- ・保健師が各避難所で聴取した利用希望をもとに、熊本県及び全旅連熊本県支部において、高齢者や体調の悪い方等を中心に順次受入中。
※4/25 現在 53名の受入が決定済み(4/25以降に旅館等へ移動予定者を含む)
- ・八代港での民間フェリー「はくおう」による入浴、食事、宿泊サービスを4月23日から開始。第1回の利用者174名。第2回の利用者受入れ中。

■応急的な住まいの確保等

- ・熊本県では、判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施中。
益城町(ましきまち)及び菊陽町(きくようまち)では当初予定分を昨日までに完了。
8市町村で、18,142件実施(4/24現在)
- ・公営住宅等の受付開始等の状況 合計8,659戸
 - (1)熊本県内では、熊本県及び熊本市をはじめ、計434戸を確保。荒尾(あらお)市営住宅等において44戸入居決定済(4/22集計分)
 - 〔 ・熊本県：70戸程度 4/21受付開始
・熊本市：250戸程度 4/23受付開始 入居開始予定日はいずれも5/6 〕
 - (2)熊本県を含む九州各県では、3,108戸(うちUR住宅367戸)を確保。
192戸入居決定済み(4/22集計分)
 - (3)九州以外の都道府県で被災者がすぐにも入居可能な状態の公営住宅等を計5,551戸確保(4/21集計分)。一部の地方公共団体で受付開始。

- ・ 応急仮設住宅の建設について、熊本県は、西原村(にしはらむら)の建設候補地5箇所を確認。また、県優良住宅協会において約100戸、プレハブ建築協会において約2,900戸、工事に着手する準備があることを確認。
- ・ 応急仮設住宅の建設業務支援のため、地方公共団体等職員を派遣。
 - ・ 第1陣としてUR、岩手県、宮城県、福島県の職員8名を熊本県庁へ派遣(4/25)、今後増員。

■ 飲料水等の確保

- ・ 飲料水等
 - ・ 海洋環境整備船等3隻および巡視船6隻により、熊本港等にて給水中(飲料水)
 - ・ (独)水資源機構が山都町(やまとちょう)に派遣した可搬式浄水装置を稼働中
- ・ 入浴・トイレ提供等(巡視船6隻、大型油回収船1隻)
- ・ 熊本市に生活物資を搬送(巡視船)
- ・ 下水処理場は処理機能を確保。下水管は全国の応援を得て概略点検をほぼ終了し流下機能はほぼ確保済み。今後、詳細調査の予定。また、仮設トイレのし尿は熊本県、熊本市の処理場で受入中。

(2) 物流

- ・ 幹線物流：プッシュ型の支援物資の搬入体制(トラック、鉄道等)を確保
- ・ フィーダー物流：自衛隊や物流事業者が、食料や飲料水その他の品目を、鳥栖や福岡久山等の物流拠点から被災市町村まで輸送。
- ・ 人的支援：物流事業者の専門家を非常災害対策本部、熊本県庁等に派遣

<参考：営業用トラック輸送の手配実績(25日15時現在)>

幹線物流(プッシュ型)	: 82件
幹線物流(プル型 被災自治体から国に依頼があったもの)	: 17件
その他(熊本県・熊本市から同県トラック協会に依頼があったもの)	: 87件

(3) 交通

■道路関係

○復旧の見込みと現状

【高速道路】(3路線 75km 通行止め)

九州自動車道 植木(うえき)IC~八代(やつしろ)IC (56km)

- ・今月中に九州道全線を一般開放予定。九州を南北に連絡する大動脈を回復
- ・植木IC~益城(ましき)熊本空港IC(19km)
※物資輸送車両・高速バス通行可
- ・益城熊本空港IC~嘉島(かしま)JCT(4km)
※応急復旧後片側1車線で一般開放予定
※益城バスストップ付近 崩落した盛土を復旧中
※木山川(きやまがわ)渡河部 橋桁ずれ 橋梁を支えるベント設備を設置中
- ・嘉島JCT~八代IC(33km)
※今週前半に一般開放予定

大分自動車道 湯布院(ゆふいん)IC~日出(ひじ)JCT (17km)

※高所橋梁部で桁及び支承損傷調査中・応急対策の内容精査中及び準備作業中

【国道】

阿蘇大橋地区斜面崩壊(国道57号・国道325号)

※無人施工機械により、土砂撤去用進入路を整備中

○広域的な対策調整の場(整備局、県、市、警察等)を設置し、利用ICの誘導による熊本市内への流入分散の対策等を実施

■鉄道関係

○運転休止

- ・新幹線 九州新幹線 運休区間：熊本駅~新水俣駅

※熊本駅~熊本車両基地間(本線上)回送列車1本 全車脱線

脱線車両6両すべてを車両基地へ移送済み

※熊本駅~新八代駅間で施設の応急復旧工事を実施中。

※応急復旧工事が順調に進めば、試験走行を経て、数日中に全線で運転再開見込み。

- ・在来線 2事業者2路線(運転休止)

・JR九州 豊肥線 ・南阿蘇鉄道 全線(1路線)

■空港関係

- ・熊本空港：ターミナルビルは5つの搭乗口のうち4つを運用中。現在、旅客便は通常の約7割(50便程度)運航中。また24時間運用し救援業務に対応、自衛隊等が利用。
- ・九州の他の空港：通常どおり運用中。福岡ー鹿児島間等に臨時便を運航

■バス

- ・九州の高速バスは運休した路線のうち、約8割が運行再開(25日15時現在)。熊本市内の主要路線バスは概ね運行再開。

(4) 土砂災害 23日からの雨による新たな土砂災害の報告なし

- ・重点箇所(阿蘇大橋地区、火の鳥温泉地区、高野台地区、立野川、山王谷川)
 - ・阿蘇大橋地区：斜面对策について県と調整。捜索活動の二次災害防止支援
 - ・山王谷川他：県が家屋被害拡大防止のため、応急対策を実施中。流路の排水機能回復(山王谷川)、人家上流土囊積(立野川)が完了。
- ・緊急度の高い危険箇所約1100箇所に対し、TEC-FORCEにより点検(約950箇所完了)し、県及び市町村へ情報提供、助言(実施中)
- ・土砂災害による二次災害防止
 - ・要請に応じ西原村、南阿蘇村等の自治体へ助言(4/22土砂災害対策アドバイザー班設置)
 - ・ツイッター等による注意喚起

市町村支援等

○TEC-FORCE のべ3,717(25日現在405名)

自治体所管施設の被災状況調査を代行。激甚災害指定に係る所要期間の短縮に貢献。

○リエゾン のべ566名(25日現在59名)

・熊本県庁9、熊本市2、益城町4、御船町2、嘉島町2、西原村2、南阿蘇村4、菊池市2、宇土市4、大津町2、阿蘇市2、高森町2、菊陽町2、甲佐町2、大分県庁4、熊本現対本部6、陸自2、八代港6

○照明車、対策本部車、衛星通信車等 81台 ※24日81台

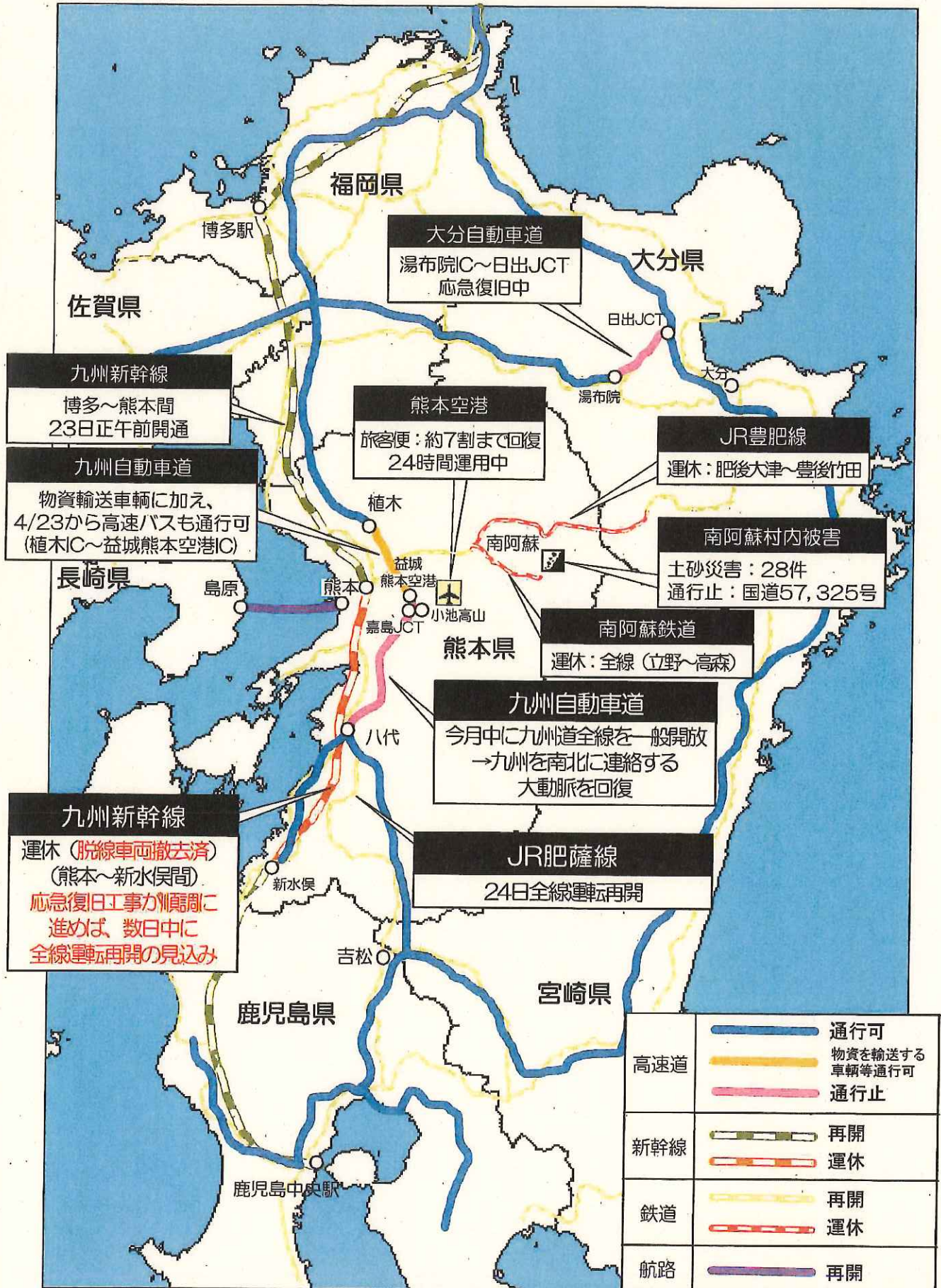
○海洋環境整備船及び海上保安庁巡視船等 93隻・日※熊本、八代等5港

○今回の災害で発生した土砂・瓦礫(がれき)等の処分に係る熊本港の活用について、熊本県等と調整開始

熊本地方を震源とする地震について

国土交通省関連

※4/25 15:00現在



被災者に対する避難所・住まい提供の流れ

I. 避難所の確保

① 一次避難所

- ・学校、公民館などの公的施設

② 二次避難所

(1) 宿泊施設

53名の受入決定済
(4/25現在)

(2) 船舶 174名受入(4/23)

被災建築物 応急危険度判定 の実施(4/15～)

8市町村、18,142件実施
(4/24現在)

※益城町、菊陽町では当初
予定分を完了

・判定士
4/23～:600人体制

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

① 公営住宅等の空室提供 (4/22集計分)

- ・熊本県 : 70戸 4/21受付開始
- ・熊本市 : 250戸 4/23受付開始
- ・その他市町 : 114戸 (うち入居決定44戸)
- ⇒ 熊本県内計 : 434戸 (うち入居決定44戸)
- ・U R : 367戸 (うち入居決定 0戸)
- ・熊本県以外の九州各県 : 2,307戸 (うち入居決定148戸)
- ⇒ 九州全体計 : 3,108戸 (うち入居決定192戸)
- ・九州以外の都道府県 : 5,551戸
- ⇒ 全国計 : 8,659戸

② 民間賃貸住宅の空室提供 (みなし仮設)

- 4/21 県から不動産業界団体に住宅提供等の協力要請
※県内の民間賃貸住宅の空き家(発災前1,500戸程度)について損傷確認中。提供可能な物件リスト(第1次)を熊本県・熊本市へ報告予定(4/25)
※不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設(4/25～)

③ 応急仮設住宅の建設

- 県と県優良住宅協会、プレハブ建築協会が協議開始
4/22 県は西原村の建設候補地5カ所を確認
県優良住宅協会約100戸、プレ協約2,900戸の工事着手準備を確認
4/25 UR、岩手県、宮城県、福島県から8名派遣開始、今後増員

III. 恒久的な 住まいの確保

- ・自力での再建・補修等を支援

① 被災者生活再建 支援金制度

② 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

・電話相談(4/15～)

③ 再建・補修等の 相談体制の整備

- ・電話相談(4/26～)
- ・専門家の派遣(4/29～)

自力での再建等が
困難な被災者への
公営住宅の整備

平成28年熊本地震の環境省関連の対応について

1. 廃棄物対策

平成28年4月25日

<p>支援体制</p>	<p>○環境省九州地方環境事務所による「現地支援チーム」</p> <p>➤ 熊本県現地支援チーム(熊本市内) …県内被災地域支援の司令塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ チーム長:本省廃棄物・リサイクル対策部企画課長(4/24~) ◆ 副チーム長:九州地方環境事務所長 <p>※上記以外に、大分県・福岡県の現地支援チームで適宜活動</p>
<p>現在の課題と対応</p>	<p>①し尿処理</p> <p>○駐車場、コンビニにおける仮設トイレ及びホテルシップのし尿収集体制を概ね整備済</p> <p>②生活ごみの処理</p> <p>○他自治体の支援を調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 益城町・熊本市に他市からごみ収集車を派遣し、21日から順次支援中。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 益城町:神戸市から9台 ⇒ 熊本市:福岡市・広島市・北九州市・日向市・松山市・京都市・長崎市から計29台(上記のほか、鹿児島市・大阪市も支援準備中) ・ 熊本市・阿蘇市等のごみを他市の焼却施設で21日から順次受入れ支援中。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 熊本市:福岡市で受入れ(北九州市・長崎市も受入れ準備中) ⇒ 阿蘇広域行政事務組合(1市3町2村)・由布市:大分市で受入れ <p>③災害廃棄物の処理</p> <p>○仮置場の管理・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地支援チームが各市町村を巡回し、適正な分別等について周知・支援中。 ・ 益城町の仮置場(現在1か所)が満杯状況となり、昨日から搬入を一時中止。県・町とも調整し、以下の方針で緊急対応中。 <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>現在の仮置場の早急な再開</u> 今朝から、搬出・処理が可能なごみの搬出作業を実施中。<u>明朝8時からの搬入再開に向け緊急対応中。</u> 2) <u>新規の仮置場の早急な設置</u> 早朝から、仮置場開設の緊急工事を実施しつつ、<u>並行して、現仮置場から搬出したごみの搬入を実施中。</u> <p>○災害廃棄物の発生量の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工衛星画像や航空写真を活用し解析・推計中

2. アスベスト対策

現在の課題と対応	<p>①アスベストの飛散防止について周知</p> <ul style="list-style-type: none">○関係省庁(防衛省等)や熊本県・熊本市などに、応急措置として現場でとるべき行動をまとめた1枚紙を送付(4月18日)。○解体時のアスベスト飛散防止対策について、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」(平成19年8月)に沿った対応を行うよう、熊本県・熊本市、大分県・大分市に通知し、熊本県からも県内市町村や関連団体に通知(4月20日)。 <p>②防じんマスクの提供</p> <ul style="list-style-type: none">○(一社)日本アスベスト調査診断協会から、応急危険度判定用として300個の防じんマスクを熊本県に提供。○(公社)日本保安用品協会を通じて、ボランティア、被災住民用に防じんマスク(計12,000枚)を熊本県に送付(4月22日)。○厚生労働省(熊本労働局を通じて防じんマスク等を配布)とも連携。
----------	--

3. 被災ペット対策

支援体制	<p>○ 職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 現地支援(熊本県・熊本市と協力して調査、意見交換)<ul style="list-style-type: none">◆ 環境本省から1名を派遣(4月19日～)
現在の課題と対応	<p>①避難所における被災ペット対策</p> <ul style="list-style-type: none">○被災者の心のケアの観点から、適切なペット対応の確保<ul style="list-style-type: none">・ ペットを連れての避難(同行避難)の状況等の調査・ 周辺自治体からの応援職員(獣医師)による避難所等の巡回・指導(4月25日に集合し、26日から開始予定。環境省職員が当該活動をコーディネート。) <p>②被災ペットの一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none">○熊本県獣医師会「災害救護対策本部」による活動の支援(4月22日～)

熊本県熊本地方を震源とする地震への対応について

消費者庁

平成 28 年 4 月 25 日

1. 注意喚起

①「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」を発出(4月15日)

[国民生活センター]

○過去の地震災害時に寄せられた相談事例

○消費者へのアドバイス

- ・修理工事等の契約は慎重に。複数の業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして、すぐには決めないこと
- ・被災者への親切心につけこむような怪しい話には乗らないこと
(義捐金は、たしかな団体を通して送るようにしてください)
- ・トラブルにあったとき、不安なときは消費生活センターへ相談を
(消費者ホットライン188)

②「過去の震災時に寄せられた震災に関する主な相談例とアドバイス」を公表(4月18日)[消費者庁]

○生活再建に当たって発生し得る、不動産賃貸、工事・建築等のトラブル

③「震災に関する義援金(ぎえんきん)詐欺に御注意ください」を公表(4月20日)[消費者庁]

○過去の震災時に寄せられた、義援金詐欺と疑われる事例

○消費者へのアドバイス

- ・公的機関が各家庭に電話で義援金を求めることはない。当該機関に確認を
- ・納得した上で義援金の寄付を

④「平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください!」を発出(4月21日)[国民生活センター]

○寄せられた相談事例

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- ・寄付金を求める不審な訪問があった

2. 契約等に関する相談体制の確保

①消費者ホットライン（3桁の共通電話番号 ^{いやや}188番）における対応

契約、悪質商法等に関するトラブル等で困っている場合の相談を広く受付

- ・県・市町村が設置している消費生活センター、消費生活相談窓口に案内
- ・熊本県内において、11の消費生活センター等（八代市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、高森町）について、消費者ホットラインの接続先を熊本県消費生活センターに変更（益城町は4月15日、その他は4月22日までに対応済）。
- ・土日祝日は、（独）国民生活センターに電話をつなぎ、相談対応

②「熊本地震消費者トラブル110番（0120-7934-48）」^{なくそうよ 心配}を設置（4月28日より相談受付開始）〔国民生活センター〕

○震災に関連した消費者トラブルを対象に相談を受け付けるためのフリーダイヤル（通話料無料）を設置

- ・開設時間：毎日10時～16時（土日祝日含む）
- ・対象地域：九州地方（沖縄県を除く）

○熊本地震の被災地域及び被災者の負担軽減、被災地のニーズ把握を図る。

○相談例

- ・住んでいるアパートが地震で壊れたが、このまま家賃を払わなければならないのか。
- ・地震で壊れた屋根の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用して良いか。

③消費生活相談データベースへの早期登録（4月20日）〔消費者庁、国民生活センター〕

○全国の自治体に

- ・「平成28年熊本地震」に便乗した悪質な商法や義捐金詐欺
- ・その他「平成28年熊本地震」に関連して事業者との間で発生している契約トラブルなどの相談

について、PIO-NETへの早期登録を依頼。

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク）：消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報を収集するシステム

⇒「指定ワード（熊本地震関連）」の設定により、「平成28年熊本地震」に関する消費生活相談情報を各府省が直接検索可能。

～被災地域の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受付けます～

熊本地震 消費者トラブル110番

(フリーダイヤル)

な く そ う よ 心 配

0120-7934-48

開設日：4月28日(木)～

(通話料無料)

開設時間：毎日10時～16時(土日祝日含む)

対象地域：九州地方(九州地方以外からはつながりません)



相談例

- 住んでいる**アパート**が地震で壊れたが、このまま**家賃**を払わなければいけないのか。
- 見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた**工事業者**に「このままでは**危ない**」と言われた。
- 地震で壊れた**屋根の修理工事**を「**火災保険の保険金**で行う」と業者に言われたが、信用して良いか。
- **市役所**を名乗り、**義援金を集める**と訪問してきた者がいる。信用できるか。



独立行政法人

国民生活センター

3. 食品表示制度の弾力的運用

・「平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用について」通知・公表（4月20日、22日）

飲料水及び肉じゃがや介護食等をレトルトに詰めた簡便な調理で飲食可能な食品などが支援物資として多数支給されることを想定。

⇒食品の円滑な供給を図るため、被災地で譲渡及び販売される食品について、アレルギー表示及び消費期限を除き、義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととした。

①アレルギー表示等の取扱いについて

・食品アレルギー表示については、アレルギー疾患を有する被災者の方々の健康被害を防止するため、

・消費期限については、食中毒による健康被害の発生を防止するため、

従来どおり取締りの対象とする取扱いをする旨を農林水産省及び厚生労働省との連名で関係自治体に通知するとともに、公表を行った。（4月22日）

②チラシ「食品を支給・販売する場合の表示に気をつけてください！！」を作成し避難所・小売店舗等に配布。（4月22日）

○表示のない食品を提供する場合の注意点

・アレルギー物質を含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者に渡さない。

・期限表示が不明な場合は、長期保存をさげ、早めに食べるようにする。

食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、28年熊本地震の被害を受けられた熊本県内に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギー**や**消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を提供する場合は、次のことに十分気をつけてください。

- ・ アレルゲン物質を含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾病を有する被災者に渡さないでください。
- ・ 期限表示が不明な場合は、長期保存をさげ、早めに食べるようにしてください。

〔問合せ先〕

○安全性に関する表示事項

(名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等)

熊本県健康危機管理課(096-333-2239)

熊本市保健所(096-364-3186)

山鹿保健所(0968-44-4121)

阿蘇保健所(0967-32-0535)

天草保健所(0969-23-0172)

水俣保健所(0966-63-4104)

有明保健所(0968-72-2184)

菊池保健所(0968-25-4156)

御船保健所(096-282-0016)

八代保健所(0965-32-6121)

人吉保健所(0966-22-3107)

宇城保健所(0964-32-1147)

○品質に関する表示事項

(名称、原材料名、内容量、産地等)

熊本県くらしの安全推進課(096-333-2293)

熊本市消費者センター(096-353-2500)

小売店舗の皆さま

食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、28年熊本地震の被害を受けられた熊本県内に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギー**や**消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を販売する場合には、食品の近くにポップにより表示するなど、消費者への情報伝達に努めてください。

＜容器包装に表示がない食品の情報伝達方法＞

- ・梱包資材のみに表示
- ・表示事項を記載した紙を箱の中に同封

〔納品時の状態〕



- ・ポップによる表示
- ・個人に表示を手渡し

〔情報の伝達方法〕

〔問合せ先〕

○安全性に関する表示事項

(名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等)

熊本県健康危機管理課(096-333-2239)

熊本市保健所(096-364-3186)

山鹿保健所(0968-44-4121)

阿蘇保健所(0967-32-0535)

天草保健所(0969-23-0172)

水俣保健所(0966-63-4104)

有明保健所(0968-72-2184)

菊池保健所(0968-25-4156)

御船保健所(096-282-0016)

八代保健所(0965-32-6121)

人吉保健所(0966-22-3107)

宇城保健所(0964-32-1147)

○品質に関する表示事項

(名称、原材料名、内容量、産地等)

熊本県くらしの安全推進課(096-333-2293)

熊本市消費者センター(096-353-2500)

1 応急仮設住宅の進捗状況

(1) 応急仮設住宅の建設

- 4月21日、熊本県は、「“すまい”支援PT」の設置及び応急仮設住宅の確保・建設を表明。熊本市では、市長より仮設住宅の供給を早急に対応するよう関係部局に指示。
 - ・ 県は、西原村の建設候補地5カ所を確認。
 - 熊本県優良住宅協会において約100戸、プレハブ建築協会において約2,900戸の工事着手の準備を確認。
- 今後、被災者の意向確認、用地確保、工事発注等が本格化
 - ・ 応急仮設住宅建設に係る業務支援のため、関連業務の経験のある地方公共団体等職員の派遣を開始。第1陣としてUR、岩手県、宮城県、福島県の職員計8名を4月25日から熊本県庁に派遣。今後増員。
- 熊本県宇土市、西原村で建設予定と聞いており、西原村については100戸の町有地を確保。なお、50戸の建設についても発言した(4月22日)。その他の市町村については現在検討中。

(2) 民間賃貸住宅の空き住戸の提供

- 4月21日、熊本県から不動産業界団体に対し、利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請。

現在、熊本県内にある民間賃貸住宅の空き家(発災前1,500戸程度)について、損傷を受けていないか確認中。提供可能な物件リスト(第一次)を熊本県・熊本市へ報告予定(4/25)。
- 不動産業界団体が、民間賃貸住宅に関する無料の電話相談窓口(フリーダイヤル)を開設(4/25)。

2 公営住宅等の空き住戸の受付開始等の状況

(1) 熊本県内の状況

- ・ 熊本県及び熊本市をはじめ、計434戸を確保。荒尾市営住宅等において44戸入居決定済(4/22集計分)。
 - ・ 熊本県：70戸程度 受付期間 4月21日(木)～5月2日(月)、抽選日 5月3日(火)
 - ・ 熊本市：250戸程度 受付期間 4月23日(土)～5月2日(月)、抽選日 5月3日(火)～5日(木)
 - ・ 入居開始予定日は、いずれも5月6日(金)
- ・ 国家公務員宿舎 200戸程度(現在、空き住戸の損傷状況を確認中)

熊本県内計：634戸[※](4月22日現在)

(2) 熊本県以外の九州各県の状況

- ・各県の公営住宅等を計2,674戸（うちUR住宅367戸）確保。148戸入居決定済（4/22集計分）。
- ・国家公務員宿舎 100戸程度（福岡県内において無償提供されたもの）

(1)・(2)の計：3,408戸[※]

注：住戸数は受付開始時点で公表されている戸数

(3) 九州以外の都道府県の状況

- ・被災者がすぐにでも入居可能な状態の公営住宅等を計は5,551戸確保（4月21日集計分）。一部の地方公共団体で受付を開始。

(1)～(3)の合計：8,959戸

3 受入可能ホテル・旅館施設数（4月25日9時現在）

(1) 熊本県内

- ・受入可能数 68施設 約800名
- ・受入済み 16組 41名（天草地域など）※ホテル名等は公表等一切しない扱いとなっている。
- ・今後、受け入れが既に調整済み 7組 12名（天草地域など）

(2) 熊本県以外の状況

厚生労働省から「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災者等の要援護者への緊急対応について」（平成28年4月15日生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）が発出されたこともあり、各県で金額・受け入れ可能施設等について、検討がなされている。

4 その他（民間フェリー「はくおう」による受入）

八代港での民間フェリー「はくおう」における1泊2日の宿泊、食事及び入浴のサービスの提供開始。

第1回は4月23日から24日までの間、八代市より174名、第2回は4月25日から26日までの間、八代市より受入れ。第3回は4月27日から28日までの間、益城町を対象に実施する予定。

ボランティアの活動状況について

4月24日 22:00 現在

1. 社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの活動について

- 一般の個人ボランティアを受け入れ、支援活動を行うもの。
- 順次、募集・活動が開始されている。宿泊先確保が困難のため、募集対象者を地元に限定している協議会もあり。また、災害ボランティアセンターは設置せず、常設ボランティアセンターとして活動を実施している協議会もあり。各社協は被災者ニーズ調査を実施し、ニーズに応じたボランティア派遣を行っている。

(開設状況) ※全国・県・市町村各社会福祉協議会のHP等による情報

【熊本県】(上段は4月24日の実績、下段は開設以降の累計、数値については速報値であり、今後変更の可能性あり)

	市町村	開設日	主な活動内容	24日実績 (累計)		市町村	開設日	主な活動内容	24日実績 (累計)
1	宇土市	4月16日	避難所運営サポート、支援物資仕分けなど	—	10	西原村	4月24日	家屋の片づけ、避難所での医療支援(看護師・保健師、介護のボランティア)、避難所での子どものケア	—
2	菊池市	4月19日	家屋の片付け	94名 (219名)	11	宇城市	4月25日	避難所運営サポート、支援物資の仕分け、在宅の要配慮者の生活復旧など	—
3	合志市	4月19日	要配慮者の生活復旧	—	12	阿蘇市	4月26日	準備中	—
4	南阿蘇村	4月20日	避難所運営サポート、支援物資の運搬など	—	13	八代市	常設	ボランティア募集中	—
5	益城町	4月21日	避難所運営サポート、支援物資の仕分けなど	622名 (1,769名)	14	御船町	常設	支援物資の仕分けと運搬など	—
6	山都町	4月21日		—	15	嘉島町	準備中		
7	熊本市	4月22日	ボランティア依頼のポスティング作業およびセンターの運営支援	916名 (2,933名)	16	甲佐町	準備中	町内の高校生ボランティア募集中(災害ボランティアセンター準備)	—
8	大津町	4月22日	避難所の運営支援、清掃活動など	144名 (414名)					
9	菊陽町	4月22日	避難所の運営サポート、支援物資の仕分け、被災家屋の片付けなど	185名 (436名)				活動実績累計	1,961名 (5,771名)

(注) 別途、熊本市障がい保健福祉課は、福祉避難所の世話役ボランティアを募集。

【大分県】

	市町村	開設日	主な活動内容	24日実績 (累計)		市町村	開設日	主な活動内容	24日実績 (累計)
1	由布市	4月20日	家屋の片づけ、避難所運営サポート、支援物資の仕分けなど	—					

2. 専門的な技術・ノウハウをもつボランティア団体等の活動について

○内閣府は、ボランティアによる円滑な被災者支援が行われるよう、行政、社会福祉協議会、JVOAD 準備会やボランティア団体の連携・協働を図っている。

- ・熊本県域において NPO など 75 支援団体の活動を確認（現地調査中の団体も含む）

○主なボランティア団体の取組状況

- ・活動事例：アドラ・ジャパンでは、医師1名と看護師2名が、避難所の訪問を実施している。
- ・その他、主な団体の取組状況

日本赤十字社（支援物資配布）

支援プロジェクト（災害ボランティアセンター支援）

ジャパン・プラットフォーム（子どものケア、炊き出し、救援物資配布など）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（子どものケア、離乳食や衛生用品、

母乳パッドなどの配布）

アムダ（医療チームによる診療活動、巡回診療、エコノミークラス症候群予防）

難民を助ける会（福祉避難所・福祉施設へのおむつ、消毒ジェル、妊産婦用品などの配布）

国際協力 NGO センター（JANIC）（現地調査中）

アジアパシフィックアライアンス（現地調査中）



出典：「熊本地震・支援団体火の国会議」
4月24日 内閣府

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

熊本県熊本地方を震源とする地震について

平成 28 年 4 月 25 日 (15:00) 現在
非 常 災 害 対 策 本 部

1. 地震の概要

(1) 発生日時 平成28年4月16日 1:25 (本震)

(2) 震源及び規模 (暫定値)

熊本県熊本地方 (北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km、マグニチュード7.3

(3) 震度

【14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】 (気象庁25日13:00)

14日	21:26	震度7	熊本県熊本
14日	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
16日	1:46	震度6弱	熊本県熊本
16日	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
16日	9:48	震度6弱	熊本県熊本

【震度4以上の地震の発生推移】 (気象庁25日13:00)

14日	21時~24時	12回
15日	0時~24時	12回
16日	0時~24時	45回
17日	0時~24時	11回
18日	0時~24時	5回
19日	0時~24時	4回
20日	0時~24時	1回
21日	0時~24時	2回
22日	0時~24時	1回
23日	0時~24時	0回
24日	0時~24時	0回
25日	0時~ 3時	1回
	3時~ 6時	0回
	6時~ 9時	0回
	9時~12時	0回
	12時~13時	0回

※ 25日13時現在、震度1以上を観測する地震が888回発生。

2. 九州北部地方の気象状況

【九州北部地方の今後の見通し】

- 九州北部地方では、今日（25日）は、気圧の谷の影響で曇りや雨となる見込み。
- 26日朝までに予想される総雨量は、熊本県や大分県では、多い所で20ミリの見込み。
- 明日（26日）は概ね曇りで夕方から雨の降る所がある見込み。
- 明後日（27日）から28日にかけては、曇りや雨となり、大雨となる可能性もある。
- 地震により地盤の緩んでいる地域では、引き続き土砂災害に注意。

3. 政府の対応

(14日)

- 21:31 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- 21:36 総理指示発出
- 21:55 緊急参集チーム協議
- 22:10 非常災害対策本部設置
- 22:13 官房長官会見
- 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- 23:25 内閣府情報先遣チーム出発
- 23:55 官房長官会見

(15日)

- 5:59 緊急参集チーム協議
- 7:40 官房長官会見
- 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- 10:06 官房長官会見
- 10:40 非常災害現地対策本部設置
- 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- 16:49 官房長官会見
- 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

- 2:38 総理指示発出
- 2:38 緊急参集チーム協議
- 3:28 官房長官会見
- 5:10 第4回非常災害対策本部会議
- 5:52 官房長官会見
- 10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:30 第5回非常災害対策本部会議

- 12:13 官房長官会見
16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
18:30 第6回非常災害対策本部会議
19:28 官房長官会見
- (17日)
- 10:58 緊急参集于一ム協議
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
11:37 第7回非常災害対策本部会議
12:34 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
17:00 被災者生活支援于一ム会合
17:59 緊急参集于一ム協議
18:33 第8回非常災害対策本部会議
19:19 官房長官会見
- (18日)
- 11:24 官房長官会見
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
15:59 緊急参集于一ム協議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:34 第9回非常災害対策本部会議
17:43 官房長官会見
- (19日)
- 10:12 官房長官会見
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:59 第10回非常災害対策本部会議
17:54 官房長官会見
- (20日)
- 11:23 官房長官会見
15:34 第11回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:38 官房長官会見
- (21日)
- 11:25 官房長官会見
15:04 第12回非常災害対策本部会議
16:19 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (22日)
- 10:11 萩生田官房副長官会見
16:05 第13回非常災害対策本部会議

- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 16:53 官房長官会見
 (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
 13:00 第14回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (24日)
 09:30 第15回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (25日)
 11:11 官房長官会見
 16:05 第16回非常災害対策本部会議(予定)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議(予定)

4. 被害等状況(未確認情報を含む)

(1) 人的被害(4月15日からの累計)(警察庁25日14:00)(消防庁25日14:00)
 (人)

場 所	死亡	重傷	軽傷
福岡県	0	1	17
佐賀県	0	4	9
熊本県	48	271	1,054
大分県	0	4	22
宮崎県	0	3	5
合計	48	283	1,107

【南阿蘇村での活動状況】(警察庁25日14:00、消防庁25日14:00、防衛省24日08:17、
 国交省25日13:00)

警察：約400人

消防：約430人

自衛隊：約1,700人

国土交通省：無人重機7台

※ 他、現地建設業社重機6台

(2) 建物被害 (消防庁 25 日 14:00)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災 件
	全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		1	228		1	
佐賀県						
長崎県			1			
熊本県	1,696	1,608	2,308	71	263	16
大分県		3	136		2	
宮崎県		2	14			
合 計	1,696	1,614	2,690	71	266	16

(3) 道路その他被害・復旧状況

● 道路 (国土交通省 25 日 11:00)

[高速自動車道]

(3 路線)

○ 九州自動車道等

【通行止め】

- ・ 今月中に九州自動車道全線を一般開放予定
- ・ 植木 IC～益城熊本空港 IC については、物資輸送車両・高速バスが通行可
- ・ 八代 IC～嘉島 JCT～小池高山 IC については、今週前半に一般開放予定 (九州南側から熊本への大動脈が回復)
- ・ 植木 IC～八代 IC (緑川 PA 付近府領跨道橋が高速道路上に落橋 (撤去済み)、益城バスストップ付近盛土法面崩落 (崩落した盛土を復旧中)、木山川橋渡河部橋桁ずれ (橋梁を支えるベント設備を設置中))

○ 大分自動車道

【通行止め】

- ・ 湯布院 IC～日出 JCT (高所橋梁部で桁損壊調査中)

[国道]

○ 直轄国道

【通行止め】 2 区間

- ・ 国道 57 号阿蘇大橋地区：斜面崩壊 (無人施工機械により土砂撤去用進入路を整備中)
- ・ 国道 210 号大分県日田市天瀬町～大分県玖珠郡玖珠町：全面通行止め (落石の恐れ)

○ 補助国道

【通行止め】 9 区間

※ 国道 325 号阿蘇大橋崩壊

[県道]

- ・ 県道通行止め：56 区間

※ 熊本県道 28 号線（熊本高森線）俵山トンネル：覆工コンクリート崩落

- 鉄道（国土交通省 25 日 13:00）

[新幹線]

【休止路線】熊本～新水俣

[在来線] 運転休止：2 事業者 2 路線

【休止路線】

- ・ JR 九州：1 路線 豊肥線（肥後大津～豊後竹田）
- ・ 南阿蘇鉄道：1 路線 高森線（全線）

【復旧路線】（24 日始発より運転再開）

- ・ JR 九州：肥薩線（八代～吉松）

- 空港（国土交通省 25 日 13:00）

- ・ 通常運用（大分、福岡、北九州、佐賀、長崎）
- ・ 熊本空港：通常の約 7 割運航中（24 時間利用可能）

- 河川（国土交通省 25 日 13:00）

- ・ 被害箇所：直轄 138 箇所、補助 238 箇所

- 港湾（国土交通省 25 日 13:00）

被害箇所：一部液状化等（熊本港、八代港、三角港、別府港）

(4) 避難状況（消防庁 25 日 10:30）

- 避難指示 4 市 4 町 408 世帯 700 人以上

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	22	55	4 月 21 日 12:55
	6	15	4 月 24 日 11:25
八代市	3	12	4 月 19 日 10:30
宇土市	77	114	4 月 18 日 10:00
	9	19	4 月 21 日 18:50
宇城市	6	17	4 月 19 日 17:30
	25	63	4 月 19 日 19:15
	2	5	4 月 19 日 21:30

	6	15	4月20日 18:00
	22	53	4月21日 13:40
高森町	6	19	4月24日 15:40
御船町	108	308	4月24日 17:15
益城町	30	確認中	4月21日 13:45
	70	確認中	4月21日 13:45
	6	確認中	4月23日 17:00
	8	確認中	4月23日 17:00
甲佐町	2	5	4月18日 18:10
小計(発令中)	408	700	

● 避難勧告 4市6町1村 41,929世帯 109,221人以上

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	36	90	4月20日 12:43
	13	確認中	4月21日 3:50
	11	30	4月21日 13:15
	18	45	4月23日 14:30
菊池市	700	2,000	4月18日 13:30
阿蘇市	219	569	4月19日 7:30
	215	614	4月19日 14:30
	16	52	4月21日 15:30
	1,690	4,217	4月22日 9:30
合志市	2	3	4月23日 15:23

美里町	69	207	4月22日 8:00
大津町	13,531	34,090	4月16日 3:44
菊陽町	76	209	4月22日 7:00
南阿蘇村	2,000	4,694	4月22日 12:08
御船町	7,025	17,373	4月16日 22:00
益城町	9	確認中	4月21日 10:51
	12,000	34,000	4月21日 13:45
甲佐町	4,299	11,028	4月16日 16:50
小計（発令中）	41,929	109,221	

● 避難所の状況

- ・ 熊本県：581箇所、避難者数：53,457人（25日9:00）
- ・ 大分県：21箇所、156人（25日7:00）
- ・ 福岡県：0箇所、0人（25日9:00）※避難所は閉鎖。
- ・ 長崎県：1箇所、1人（25日10:00）
- ・ 宮崎県：1箇所、0人（25日10:00）

- 南阿蘇中学校体育館避難所においてノロウイルス迅速検査の結果、陽性1名（厚生労働省23日22:00）

(5) 原子力発電所の状況（原子力規制庁25日14:00）

発電所名 （電力会社）	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 （日時）
玄海（九州）	佐賀県玄海町	異常なし	3（16日1:26）
川内（九州）	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4（16日1:26）
伊方（四国）	愛媛県伊方町	異常なし	4（16日1:26）
島根（中国）	島根県松江市	異常なし	3（16日1:26）

(6) ライフライン等の状況

● 電力（経済産業省25日14:00）

- ・ 九州電力：停電概ね解消（土砂崩れ等により復旧困難な場所を除く。）
- ・ 送電が困難となっている阿蘇市、高森町、南阿蘇村には、全国から手配した電源車の活用により通電中

● ガス（経済産業省25日11:00）

【西部ガス（都市ガス）】

- ・ 熊本市周辺約 6 万 6,000 戸の供給停止。
 - ・ 25 日までに医療施設等 26 箇所に臨時供給。
 - ・ 行政施設、体育館、医療施設、ホテル等の 71 施設は供給再開済み。
 - ・ 25 日までに供給停止戸数の 3 割が復旧。4 月中に 6 割の復旧、5 月 8 日までの復旧完了を目指して取組中
- ※ 経済産業省は、18 日、西部ガスから、熊本県内の供給区域（熊本市等）の小売料金に係る特別措置（料金の支払期日の延長、ガス料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日認可。

【LPガス】

- ・ LP ガス充填所：熊本県内にある 41 箇所の充填所については、すべて営業
- 石油（コンビナート・SS）（経済産業省 25 日 14:00）
 - ・ 熊本県内の全 SS（797 箇所）のうち、729 箇所（9 割超）の稼働を確認。中核 SS（34 箇所）はすべて稼働中
 - 水道（厚生労働省 25 日 09:00）
 - ・ 3 県 13 市町村で 2 万 256 戸が断水（熊本県：2 万 154 戸（うち熊本市約 500 戸）、大分県：2 戸、宮崎県：約 100 戸
 - ※四捨五入のため合計値と合わないことがある。
 - 下水道（国土交通省 25 日 13:00）
 - ・ 一部施設で被害があるが、処理機能は確保
 - 通信（総務省 25 日 12:00）
 - 固定電話
 - ・ 熊本エリア：すべて復旧
 - ・ 特設公衆電話：52 台、衛星携帯電話：614 台、無料公衆無線 LAN アクセスポイント：626 台、ポータブル衛星装置：35 台、携帯電話充電器（マルチチャージャ）609 台を避難所・行政機関に配備。
 - 携帯電話・PHS の停波状況：合計 27 局（携帯電話 16 局、PHS11 局）
 - ・ NTT ドコモ：4 局停波（熊本）
 - ・ KDD I（au）：5 局停波（熊本）
 - ・ ソフトバンク：【携帯電話】7 局停波（熊本）
 - 【PHS】11 局停波（熊本）

※ 全ての市町村役場をカバー

※ 避難所における携帯電話による通信の疎通を確認済
 - 小売（経済産業省 25 日 14:00）
 - ・ 熊本県内のコンビニエンスストア主要 3 社（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）の状況：営業中 587、休止中 6
 - ・ 熊本県内のスーパーマーケット主要 4 社（イオン、イズミ、サンリブ、西友）の状況：営業中 49、休止中 8

(7) 医療施設等の状況（厚生労働省 24 日 17:00）

建物損壊のリスクがある医療施設 8 箇所、ライフラインに問題がある医療施設 42 箇所

- ・ 高齢者施設（全 1,234 施設）：人的被害は 14 件 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）。物的被害 343 施設
- ・ 障害児・者入所施設、熊本労災特別介護施設等：人的被害なし
- ・ 児童福祉施設等（全 30 施設）：人的被害なし。物的被害は 15 施設

(8) 災害廃棄物関係（環境省 23 日 22:00）

- ・ 熊本県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され（19 市町村、合計 33）、災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に災害廃棄物を搬入中

5. 物資・生活支援の状況（内閣府 25 日 14:30）

- 飲料・水・毛布等の物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に関係省庁が集まって一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬入した後、各市町村に直接供給を実施中。
- 4 月 19 日までにプッシュ型支援第一弾の食料約 90 万食、22 日までに第二弾の食料約 95 万食、合計約 185 万食の発送を完了。
- 主な供給品目リスト（4 月 17 日～22 日）

食料約 185 万食	生活用品
(内訳)	(内訳)
パン・おにぎり・パックご飯 約 96 万食	肌着・下着・ソックス 約 20 万枚
カップ麺 約 51 万食	水無しシャンプー 約 0.4 万個
レトルトおかゆ 約 5 万食	ウェットティッシュ 約 12 万個
レトルトカレー 約 3 万食	ハンドソープ 約 13 万個
ベビーフード 約 1 万食	消毒液スプレー 約 2 万個
介護食品 約 1 万食	液体歯磨き・洗口液 約 0.2 万個
缶詰 約 15 万食	歯磨きシート 約 10 万枚
栄養補助食品 約 10 万食	ガスコンロ 0.1 万台
ビスケット 約 3 万食	ガスボンベ 0.2 万本
粉ミルク（アレルギー対応含む）約 2.4 t	

※四捨五入のため合計値と合わないことがある。

- 食料については、現地のニーズをもとに、4 月 23 日から、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に約 20 万食程度の発送を開始しており、全ての発送を 4 月 25 日までに完了予定。

●主な供給食品リスト（4月23日～25日）

食料約 20 万食		生活用品	
(内訳)		(内訳)	
カップラーメン	約 1 万食	ウェットティッシュ	約 4 万枚
レトルト食品	約 6 万食	ビニールシート	約 0.2 万枚
缶詰	約 5 万食	マスク	約 120 万枚
ビスケット	約 6 万食	ガスボンベ	0.2 万本
栄養補助食品	約 2 万食		
ベビーフード	約 0.3 万食		
介護食品	約 0.3 万食		
清涼飲料水	約 2 万本		

※四捨五入のため合計値と合わないことがある。

- 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民に開放し、数百名の避難者を受入れ。食料・飲料を提供。（総務省 23 日 09:30）

(参考) NPO/NGO 等のボランティア団体の活動（JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）準備会提供情報）

● 活動団体数（4月24日時点）

熊本県域で活動している NPO 等の支援団体 75 団体（活動のための現地調査中の団体含む）

● 主な動き

- ・ 政府現地対策本部、県、NPO/NGO の会議を 4 月 19 日に 3 回開催。
- ・ 内閣府は、効果ていな被災者支援を行うため、行政、社会福祉協議会、JVOAD 準備会やボランティア団体の連携・協働を図っている。
- ・ 熊本県庁内にボランティア班が開設（4月21日）された。また現地災害対策本部会議において、JVOAD 準備会及び県内の NPO 団体との連携の開始について報告された。
- ・ NPO/NGO など支援団体は、毎日 19 時に県庁において、NPO/NGO 間の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」を実施。4月21日に政府現地対策本部要員が本会議に参加。
- ・ 現在の主な活動内容は、活動に向けてのニーズ調査のほか、災害ボランティアセンターの開設支援、避難所の運営サポート、子どものケア、医療チームによる診療活動やエコノミークラス症候群予防活動など。

6. 各省庁等の派遣状況

(1) 海上保安庁（25日13:30）

- ・ 巡視船艇 10 隻、航空機 2 機、機動救難士等 4 人
- ・ 巡視船艇 6 隻が給水等の住民支援を実施中

(2) 警察庁 (25日 14:00)

- ・ 警察災害派遣隊 1,072 人、ヘリ活動 8 機
- ・ 避難所の被災者へ相談等を通じて不安軽減を図る各県部隊 (福岡、佐賀、長崎、鹿児島) 15 人及び「警視庁きずな隊」22 人を派遣
- ・ 被災 (不在) 家屋における盗難防止を図る特別自動車警ら部隊 29 台 88 人を派遣

【被災県体制】

熊本県警察 本部長以下 2,200 人

(3) 消防庁

- ・ 緊急消防援助隊 124 隊 446 人 (ヘリ 4 機含む) (25日 14:00)
- ・ 熊本県内消防本部 25日 356 人 (常備) (25日 14:00)
- ・ 消防団 (熊本県内) 25日 2,025 人 (25日 14:00)

(4) 防衛省・自衛隊 (25日 11:00)

- ・ 統合任務部隊 (JTF) 編成 (指揮官: 西方総監) 26,000 人活動中
航空機 113 機 (うち、ヘリ 97 機)、艦艇 12 隻
- ・ 即応予備自衛官の招集命令等を発出 (最大約 300 人)

(5) 厚生労働省

- ・ 厚生労働省現地対策本部に職員 30 人を派遣 (25日 12:00)
- ・ 給水車 108 台確保 (102 台が応急給水を実施、3 台待機中) (25日 09:00)
- ・ DMAT から JMAT 等の医療チームへの引き継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。なお、熊本県からの要請により、DMAT ロジスティックチーム 27 名は、県医療救護調整本部のサポートを当面継続 (24日 09:00)。

(6) 国土交通省 (25日 13:00)

- ・ リエゾン 59 人 (2 県 13 市町村等)
- ・ 緊急災害対策派遣隊等 405 人 (TEC-FORCE 392 人、専門家 13 人)
- ・ 防災ヘリ 3 機、災害対策用機械等 81 台
(活動内容: 自治体所管施設の被害状況調査の代行、救援ルートの確保、土砂災害危険箇所の点検)

(7) 総務省 (24日 17:00)

- ・ 地方自治体からの派遣リエゾン 941 人 (熊本県及び市町村のニーズ把握・調整)

(8) 農林水産省 (25日 12:00)

- ・ リエゾン 22 人 (食料供給、農業用施設等の復旧支援等)

(9) 経済産業省 (25日 14:00)

- ・ リエゾン 33 人 (電力・ガス・物資供給、中小企業等実態把握)

(10) 環境省 (24日 19:00)

- ・ 被災自治体へごみ収集車を派遣
熊本市へ 52 台派遣 (福岡市・広島市・北九州市・日向市・松山市・京都市より)
益城町へ 9 台派遣 (神戸市より)

7. その他各省庁の対応

(1) 気象庁

- ・ 14日 23:37 以降、25日 13:00 までに 19 回の記者会見を実施

(2) 原子力規制庁

- ・ 18日 10:30 原子力規制委員会 臨時会議開催
- ・ 18日 11:23 原子力規制委員会 委員長記者会見

(3) 消防庁

- ・ 19日 各都道府県消防防災主管課に対し、エコノミークラス症候群の予防について周知